



International Federation of
Sport Climbing

INTERNATIONAL CLIMBING COMPETITIONS

Rules 2007

暫定日本語版

www.ifsc-climbing.org

目次

1.	国際スポーツクライミング連盟（IFSC）	1
1.1	イントロダクション	1
1.2	事務的作業	1
1.3	競技会	1
1.4	IFSC 競技会役員	2
2.	加盟山岳連盟	4
2.1	イントロダクション	4
2.2	加盟連盟/協会と選手団の義務	4
2.3	選手団派遣資格	4
2.4	選手団の定員	5
2.5	選手登録	5
2.6	国際資格	5
2.7	手数料	5
3.	一般規則	7
3.1	競技種目	7
3.2	クライミング・ウォール	7
3.3	安全性	7
3.4	競技順リスト	9
3.5	アイソレーション	10
3.6	オブザベーション	11
3.7	クライミングに先立つ準備	12
3.8	選手団の服装と用具	12
3.9	壁のメンテナンス	13
3.10	テクニカル・インシデント	13
3.11	判定用ビデオ記録の使用	14
3.12	リザルト表	15
3.13	順位と記録	15
3.14	アンチ・ドーピング検査	16
3.15	式典	16
4.	リード	17
4.1	概説	17
4.2	オブザベーション	17
4.3	事前の試登	18
4.4	安全性と確保	18
4.5	クライミング中の規定	19
4.6	テクニカル・インシデント	20
4.7	成績判定	21
4.8	ラウンド終了後の順位	22
4.9	各ラウンドの定員	23
4.10	アテンプットの終了	23
4.11	ビデオ記録の使用	24
5.	ボルダリング	25
5.1	概説	25

5.2	オブザベーション	26
5.3	競技中	26
5.4	アテンプトの終了	27
5.5	テクニカル・インシデント	28
5.6	各ラウンド後の順位	28
5.7	各ラウンドの定員	29
5.8	抗議手続きとビデオ記録の使用	29
6.	スピード	30
6.1	概説	30
6.2	安全性	30
6.3	ルート・タイムの計時	31
6.4	ルートの完登	31
6.5	リザルトの提示	31
6.6	競技順と順位 - フォーマット A	32
6.7	競技順と順位 - フォーマット B	34
6.8	デモンストレーションおよびオブザベーション	37
6.9	クライミングの手順	37
6.10	テクニカル・インシデント	38
7.	ワールドカップ・シリーズ	39
7.1	イントロダクション	39
7.2	リード競技	39
7.3	ボルダリング競技	39
7.4	スピード競技	39
7.5	ワールドカップ・ランキング	39
7.6	選手の登録	40
7.7	賞金	41
8.	世界選手権規則	42
8.1	イントロダクション	42
8.2	リード及びボルダー	42
8.3	加盟山岳連盟/協会による選手登録	42
9.	世界ユース選手権規則	43
9.1	イントロダクション	43
9.2	年齢別グループ	43
9.3	リード、スピード競技	43
9.4	加盟山岳連盟/協会による選手登録	44
10.	大陸別選手権規則	45
10.1	イントロダクション	45
10.2	リード、スピード、ボルダリング競技	45
10.3	加盟山岳連盟/協会による選手登録	45
11.	競技中における罰則規定	46
11.1	イントロダクション	46
11.2	選手	46
11.3	選手団役員	48
11.4	その他の人々	48
12.	抗議	49
12.1	概説	49
12.2	抗議審査団	49

12. 3	選手のアテンプトに関するジャッジの決定に対する抗議	49
12. 4	公表されたリザルトへの抗議	49
12. 5	懲罰委員会への申告	50
12. 6	懲罰委員会	50
12. 7	供託金	50
13.	アンチ・ドーピング	51
13. 1	採用	51
13. 2	適用	51
13. 3	IFSC 内部の管轄部門	51
13. 4	違反と制裁	51
	資料：IFSC WORLD RANKING (WR) について	52
	資料：主要変更点	54
	資料：リード競技でのホールドの番号付けについて	57

1. 国際スポーツクライミング連盟 (IFSC)

1.1 イントロダクション

1.1.1 国際スポーツクライミング連盟(IFSC)¹⁾はクライミングの競技分野を統括し、その発展に努める²⁾国際連盟である。

1.1.2 IFSCは後のセクション1.3で規定する、全ての国際クライミング競技会に関する権限を持ち、以下のことをおこなう。

- a)技術面その他において、この競技を統括する。
- b)加盟国からの、国際競技会開催申請の受付。
- c)これらの申請を審査し、それがこの競技に寄与するもので、競技会に関するIFSCの規則に則ったものであると評価された場合、それを認可する³⁾。

全てのIFSCが公認する競技会は、競技会に関するIFSCの規定⁴⁾に厳密に従ってのみ組織され開催⁵⁾されねばならない。

1.1.3 IFSCの組織構成は、その「規則」と「内規」⁶⁾に詳述する。

1.2 事務的作業

1.2.1 国際クライミング競技会の開催に関して、IFSCの担当事務⁷⁾は以下の通りである。

- a)IFSCが公認する競技会開催申請の受領。
- b)全ての調査事項の処理⁸⁾——一般的な事柄と公認競技会に関することの双方。
- c)IFSCが公認する競技会についての全ての情報の発信。
- d)特に、各競技会に係る加盟山岳連盟/協会への競技会に関する全ての情報と、申込書式の発行。選手の競技会への登録を希望するあらゆる加盟山岳連盟/協会はその申し込み書をコピーして、IFSCと競技会を主催する山岳連盟/協会に送付しなければならない。全ての選手とその所属する選手団の役員は指定された締め切り日(通常、競技会開始日の30日前まで)までに、その属する加盟山岳連盟/協会によって登録されねばならない。
- e)IFSCルール、規定、その他の注意事項の作成。
- f)全ての競技会の成績、ワールドカップ・ランキングと世界ランキング⁹⁾、複合ランキングと国別チームランキング、その他の公式情報の公式な発表。
- g)公認競技会における、全てのIFSC役員の指名。

1.3 競技会

1.3.1 IFSCの加盟団体あるいは特別にIFSCが認めた組織だけが、IFSCが公認する競技会の開催を申請することができる。

¹⁾”ICC”が”UIAA CLIMBING”に変わった.....と思っただのも束の間、今度はUIAAから競技部門が独立しIFSCを名乗ることになった。裏には様々な事情があるようだ。純粋な競技団体となることでより動きやすくなるということであれば良いのだが。

²⁾原文は”responsible for the administration and development of all aspect of the sport of all international aspect of the sport of climbing”。

³⁾原文は”Approving those applications that it deems in the interest of the sport and which it assesses as being in accordance with the IFSC rules and regulations governing such competitions.”。

⁴⁾原文は”rules and regulations”。あえて区別するなら、「ルールと規定」だろうか。だが日本語で考える時、この中で言及されている範囲であれば、両者を区別する必然性は薄いと思う。

⁵⁾原文は”organise and undertaken”。

⁶⁾”Statutes and Bylaws”。ともにIFSCのサイトにある(http://www.ifsc-climbing.org/?category_id=14)。

⁷⁾原文は”executive task”。

⁸⁾”dealing with all inquiries”。

⁹⁾”the World Ranking”。P.52 参照。

1. 3. 2 国際クライミング競技会の中で IFSC の公認が必要なものは以下の通り。

- a) ワールドカップ・シリーズ (The World Cup series)
- b) 世界選手権 (The World Championship)
- c) 大陸別選手権 (Continental Championship)
- d) 世界ユース選手権及び大陸別ユース選手権 (World and Continental Youth Championships)
- e) 大陸別ユース・シリーズ及び競技会 (Continental Youth series and competitions)¹⁰⁾
- f) 国際的な催事 (International events;)¹¹⁾
- g) その他の地域大会 (Regional competition;)
- h) 普及のための催事 (Promotional events;)

1. 4 IFSC 競技会役員

1. 4. 1 IFSC は各 IFSC が公認する競技会の、以下の役員を公式に指名する。

a) ジュリー・プレジデント¹²⁾

ジュリー・プレジデントは競技エリア——アイソレーション・ゾーン、コール・ゾーンと競技ゾーン ——後者はクライミング・ウォールとその前方及び隣接するエリア、ビデオの記録と再生のために必要なエリアのように、競技会の安全性と公正な運営のために特に決められた他の全ての場所を含む ——について全面的な権限を有する。¹³⁾この権限は、報道関係者や主催者の指名したその他の人々全ての活動にも適用される。ジュリー・プレジデントの全面的な権限は、競技の進行に関する全ての面に及ぶ。ジュリー・プレジデントは IFSC 役員全てのミーティング、さらに競技会主催者、選手団役員、選手の出席する全ての運営会議やテクニカル・ミーティングを主宰する。しかしながら、ジュリー・プレジデントは通常、ジャッジの任にあたることはないが、どのような場合であれ必要と判断されれば、一般に IFSC ジャッジ、あるいはその他のジャッジが担当する判定業務を遂行することを選択してよい。¹⁴⁾ジュリー・プレジデントは競技会の開始に先立ち、審判を務める全てのナショナル・ジャッジに、IFSC の規則の適用について説明する責任を持つ。ジュリー・プレジデントは競技会と、養成過程¹⁵⁾の最終段階にあるアスピラン¹⁶⁾・ジャッジについての詳細な報告の提出を要求される。

b) IFSC ジャッジ

IFSC ジャッジは IFSC が指名したインターナショナル・ジャッジ¹⁷⁾で、ジュリー・プレジデントを補佐して、競技会の判定の全ての面を引き受ける。IFSC はまた、IFSC ジャッジの補助を行う養成課程の最終的な実習段階にあるアスピラン・ジャッジを指名することができる。IFSC ジャッジは、競技順及び成績の一覧の発表の告知¹⁸⁾、抗議、及び競技会の予定に関するあらゆる重大な変更の責任を負う。

IFSC ジャッジは大会主催者または加盟連盟/協会の指名したナショナル・ジャッジ (ルート・ジャッジまたはボルダー・ジャッジ¹⁹⁾) の補佐を受ける。ナショナル・ジャッジの主な役割は、ルートとボルダーにおける選手の成績を、それぞれ判定することである。彼らは専門的なルール²⁰⁾と、IFSC が公認する競技会に関する諸規定²¹⁾を熟知し、IFSC ジャッジの指示の元でその任を果たすものとする。

c) チーフ・ルートセッター²²⁾

¹⁰⁾後者にはアジア・ユースカップなどが含まれる。

¹¹⁾具体的には、ワールドゲームなどか？

¹²⁾”Jury President”。Jury は「審判団」と訳すしかないだろう。従って「審判長」が日本語としてはふさわしい。

¹³⁾”call zone”は、2005 年に登場した新語。従来のトランジットゾーンにあたるようだ。直訳すれば「呼び出しゾーン」になるのだろう。競技ゾーンは壁の前の、選手、役員以外の立ち入りが認められない場所を指す。

¹⁴⁾原文は”Although the Jury President does not normally have a judging role, he/she may at any time elect to carry out any judging task generally assigned to the UIAA Climbing Judge or other judges should he/she deem that necessary.”。

¹⁵⁾”international training programme”。

¹⁶⁾”aspirant”、見習い。

¹⁷⁾”IFSC Climbing Judge”は競技会における役割 (役職) ”International Judge”は IFSC の定める資格。

¹⁸⁾原文は”announcing the publication of starting and result lists”。

¹⁹⁾言うまでもなく、前者はリード、後者はボルダー。

²⁰⁾technical rules

²¹⁾regulations governing competitions aproved by IFSC

²²⁾04 年まで、ここは”Forerunner”だった。フォアランナーの役目は、実際にルート設定をおこなうことではなく、使用するルートの適否を判断することにある。両者は、わが国では同一視されているが、もともと別物である。ただ事実上、フォアランナーがチーフ・ルー

チーフ・ルートセッターは、主催者の指名したルートセッター・チームのメンバーと、競技会に先立ち、ルート設定とメンテナンスに関する全ての問題——それぞれのルートやボルダー・ボルダーのデザイン、ホールドとプロテクションその他の器具類を IFSC の規定に照らして設置すること、ルート及びボルダーの補修とクリーニング、ウォームアップ設備のデザイン、設置、メンテナンスを含めて——を計画し調整するために打ち合わせをしなければならない。また、競技会のそれぞれのルートやボルダーの技術的標準と安全性を確認し、競技エリアにおける技術的問題について、ジュリー・プレジデントに助言をおこない、リード・ルートにおけるルート図²³⁾の作成を補助し、ビデオカメラの設置場所の決定や各ルートの制限時間について、ジャッジに助言をおこなう。チーフ・ルートセッターは競技会と、養成過程の最終段階にあるアスパン・チーフ・ルートセッターについての詳細な報告の提出を要求される。

d) IFSC デリゲイト²⁴⁾

IFSC デリゲイトは、競技会開催中の IFSC の組織に関係したことがらを担当する。競技会主催者の用意した設備 facilities とサービス(選手その他の受付登録、高度計測とリザルト・サービス、医療、報道その他の設備)が IFSC 規則に則っているかどうかを確認する権限を持つ。IFSC デリゲイトは競技会主催者との全ての会議に出席し、競技会の審判団の全ての会議に、アドバイザーの立場で参加する権利を持つ。ジュリー・プレジデントが不在の場合また、競技会場に未到着の場合、IFSC デリゲイトは競技エリア内における競技運営についてジュリー・プレジデントの代理を務める。特別な場合において IFSC デリゲイトは、例えば競技会の形式を変更するような緊急措置の適用を決定する権限を有する。これらの措置は、IFSC により別途定められる。また、IFSC デリゲイトは競技会に関する詳細な報告を提出しなければならない。

ジュリー・プレジデント、IFSC ジャッジ、チーフ・ルートセッター、IFSC デリゲイトをもって審判団²⁵⁾は構成される。

トセッターを兼ねることがほとんど(全て?)であり、実態に合わせたと言うことだろう。

²³⁾06年まではルート図を TOPO と表記していたが、the route sketch に変更された。よりわかりやすい表現ということだろうか。

²⁴⁾"Delegate"。カタカナ語を避けるなら「IFSC 代表」だろう。これは公式の役職名で、「代表」ではそのあたりが伝わりにくいのでカタカナ語とする。

²⁵⁾Competition Jury

2. 加盟山岳連盟

2.1 インTRODクシヨN

2.1.1 IFSCはその加盟山岳連盟/協会が、その国内での活動を自由におこなう権利¹⁾を全面的に尊重する。

2.2 加盟連盟/協会と選手団の義務

2.2.1 以下は、加盟連盟/協会、全ての競技会主催者、そして、直接IFSCのもとで従事するか、加盟連盟/協会、あるいは競技会主催者に属するかを問わず、IFSC公認競技会に關与する者の遵守すべき義務である。²⁾

- a) 国際クライミング競技会の普及、展開、統括はIFSCのみによる独占的管理のもとにあることを無条件に容認すること³⁾。
- b) IFSCが書面による認可なしに、IFSC自身の契約と合致しない一切の金銭上、その他の契約を外部団体(テレビ局、競技会スポンサー等)との間に締結してはならない⁴⁾。
- c) この競技にとって最善と思われない決定に関しては、常にIFSCの助言と同意を求めること。⁵⁾

2.2.2 以下は、IFSC加盟の山岳協会/連盟の義務である。

- a) その国内においてこの競技を統括し、普及し、発展させる。オリンピック憲章、IOC医事規定、国際クライミング競技に関するIFSCのルールと規則を固く支持する。
- b) 競技規則を理解し遵守する。そしてすぐれたスポーツマンシップを普及させ、選手と役員がそれを守るように努める。
- c) その選手と役員による、麻薬その他禁止された物質の使用に対して、絶え間ない積極的な対策をおこなう。要求のある時は、全ての規則とガイドラインに従い、競技外検査を保証しなければならない。
- d) 選手の健康や成長に悪影響のある方法や練習を禁止する。
- e) その選手や選手団役員に有利になるようにルールと規則を操作することへの誘惑に対し断固とした態度をとる。
- f) 競技中とそれ以外を問わず、その選手と役員が、他の選手と役員その他の競技に関わり合う人々に対し、常に大きな尊敬の念を持って接する。

2.3 選手団派遣資格

2.3.1 IFSCの各加盟山岳連盟/協会は以下の条件のもとで、男子、女子それぞれの選手団を派遣する資格を有する。

- a) 選手の指定と登録に関する規則に従う。
- b) IFSCに対する金銭的負担に関する規定の不履行がない。
- c) 決議事項や、IFSCの懲罰手続きに基づいた決定の結果として起こる要求された行動の不履行がない。
- d) 登録されたすべての選手が、国際競技ライセンスを保持しているか、あるいはIFSCがそのライセンス申請書を受理している。

2.3.2 一国に一団体を越えるIFSC加盟団体が存在する場合、(全ての)加盟団体で、その国に認められた定員内で男女選手それぞれ一つずつの代表選手団のみを派遣する権利を有する。

¹⁾原文は"autonomy"。「自治(権)」と訳したのでは日本語としてしっくり来ないため、「自由」とした。

²⁾"It is the obligation of member federations, all competition organisers and those associated with a competition approved by IFSC, whether working directly with the IFSC or in association with a member federation or with a competition organiser, to"

³⁾アメリカ合衆国がクライミング競技で独自の動きを見せているといわれている。それに対する牽制と理解すると、この強引な表現が納得できる。

⁴⁾原文は"Ensure that no financial or other agreement shall be entered into with an organisation (e.g. television, competition sponsors, etc.), which may conflict with the IFSC's own agreements, without written approval of the IFSC;"。問題なのは"IFSC's own agreements"。これは、IFSC自身がテレビ局、スポンサーなどと契約を結んでいることを表すものと思う。その契約先と利害関係のある相手の契約、または同じ契約先でも、内容的に異なる契約を禁じる規定と解釈した。

⁵⁾原文は"At all times seek the advice and agreement of the IFSC in respect to any decision which might conflict with the best interest of the sport"。

2.4 選手団の定員

2.4.1 選手団の定員は、ワールドカップ、世界選手権など、競技会の種類によって別に定める。

2.4.2 加盟山岳連盟/協会は最大5名までの、競技会場への自由な入場が認められる選手団役員を登録することが許される。これらの役員は登録書式に氏名を記載の上、以下の役割を明らかにすること。

- a) チーム・マネージャー 1名
- b) コーチ 2名
- c) 医療担当者または準医療担当者⁶⁾ 2名

選手団役員は選手と同じ条件で、アイソレーション・ゾーンへの出入りが許される。

2.5 選手登録

2.5.1 各加盟山岳連盟/協会は IFSC が配布する大会インフォメーション文書で公表される選手登録の期限に注意すること。

2.5.2 期限を過ぎでの登録は、追徴金の対象になる。

2.5.3 競技会に不参加となった登録選手の登録料は、当該競技会の初日の4日前までに IFSC へ通知があった場合を除き、加盟山岳連盟/協会に課せられるものとする。

2.5.4 登録選手の変更は IFSC デリゲイトの裁量で認められる。変更は、アイソレーション・ゾーンがクローズする前に IFSC デリゲイトに通知しなければならない。

2.6 国際資格

2.6.1 加盟山岳連盟/協会は、IFSC 公認競技会登録する選手に、有効な⁷⁾IFSC 国際競技ライセンスを保持させなければならない。加盟山岳連盟/協会だけが、IFSC 国際ライセンスの発行と更新の申請書式の提供を認められる。

2.6.2 国際ライセンス取得のため、各連盟/協会は各選手のために、以下のものを提出しなければならない⁸⁾。

- a) 完全な申請書式
- b) 関連書類受領後の⁹⁾、新ライセンスの発行のための IFSC の指定する手数料

2.6.3 各ライセンスは、1月1日から12月31日までの1年間有効である。各連盟/協会はその選手の代理として、毎年、更新のために公式申請書式を作成し IFSC に送付することができる。

2.6.4 各選手は、そのパスポートを取得した国の山岳連盟/協会に所属していなければならない。二つの国籍を持つ選手の場合、IFSC 公認競技会において所属する¹⁰⁾ 連盟/協会を選ばなければならない。この際に選択した連盟/協会は、もとの連盟/協会、変更先の連盟/協会及び IFSC の同意なしで変更してはならない。

2.7 手数料

2.7.1 すべての手数料(加盟費、競技会参加費、国際ライセンス料、抗議の際の供託金など)と、全てのその他の費用は、加盟山岳連盟/協会の負担となる。

⁶⁾原文は"qualified medical or para-medical personnel".

⁷⁾原文は"current".

⁸⁾原文は"In order to obtain an international licence, each federation must submit for each competitor". わかるようでわからない。

⁹⁾原文は on reception of the relevant invoice

¹⁰⁾"represent"

2.7.2 加盟山岳連盟/協会は IFSC に、請求された金額を請求書の日付から 90 日以内に支払わなければならない。これを守らない場合、下の 2.7.4. の規定が適用される。

2.7.3 抗議の際の供託金は、抗議をおこなった際に IFSC デリゲイト¹¹⁾に直接支払われる。抗議は、供託金を受領するまで認められない。

2.7.4 手数料支払いに関する IFSC 規則を守らない山岳連盟/協会は、「規則と付則」に従ってその加盟は保留され、最終的には除名される。

2.7.5 手数料の額は、IFSC が毎年決定し公表する。

¹¹⁾07 年にジュリー・プレジデントから IFSC デリゲイトに変更。

3. 一般規則

3.1 競技種目

3.1.1 国際競技クライミングは以下の種目¹⁾からなる。

- a) リード²⁾：下方から確保された選手が、ルートをリードで各クイック・ドロウに順番にクリップしながら登り、到達高度（トラバースまたはループの部分ではルートのアクシス³⁾にそった最長距離）で選手の順位が決定される。
- b) ボルダリング：複数個の別個の短いテクニカルなルート（ボルダー）⁴⁾を、ロープは使用せず、安全のための着地マットを使って登る。選手が達成した得点の合計とアテンプト⁵⁾数の合計で順位が決定される。
- c) スピード：下方から確保された選手が、ルートをトップロープで登り、完登した選手の所要時間で選手の順位が決定される。

3.2 クライミング・ウォール

3.2.1 以下の例外を除き、クライミング・ウォールの表面全てを使用して登ることが認められる。⁶⁾

- a) ボルト・オン・ホールドの設置用にクライミング・ウォールに穴をあけられた穴を、選手は手で使用してはならない。
- b) 壁の両側と上端の縁⁷⁾は登るために使用してはならない。

3.2.2 ホールド、壁の一部分、はりぼて⁸⁾を、登るために使用することを認めない必要がある場合、限定部分⁹⁾を、連続的¹⁰⁾、かつ明確に見分けられるように黒でマークしなければならない。

もし、上記以外の限定が設定される場合は、それは全選手に告知されねばならない。¹¹⁾

3.3 安全性

3.3.1 競技会主催者は、競技エリア、競技会場の公共部分と、競技の進行に関わる全ての活動についてのあらゆる安全の確保について責任を負わなければならない。

¹⁾原文は disciplines.

²⁾2005年の改訂で、ついに、と言う感じで名称がリードになった。他種目の名称に比べ、Difficulty はわかりにくいので、当然と言えば言えるだろう。

³⁾"axis"。ルートセッターによって設定されたルートのラインのことをいう。一般的には大ざっぱに、ルート中の各クイックドロウを結んだラインと考えて良い。

⁴⁾原文は"a number of individual,short, technical route(boulders)". 06年までは「プロブレム」としていたが、2007年に「ボルダー」に変わった。

⁵⁾"attempt". 「選手がルートを登ろうと試みる」というのが直訳。以前コンペで、選手が取り付くことをアナウンサーが「アタック開始」といっていたことがあるが、その「アタック」はまさにこの"attempt"である。「競技」あるいは「試技」と訳す以外にないが、それではこの言葉のニュアンスがとらえきれないので、「アテンプト」と表記する場合がある。

⁶⁾クライマーはセッターの意志を無視して、壁の表面にあるものは（ハンガーとクイック・ドロウを除き）どのように利用してもかまわない。ベニヤ壁ではあまり関係ない規定。FRPパネルでは予期せぬホールドをクライマーが使って登ってしまうのは、お約束である。

⁷⁾原文は"edge"。この"edge"と、次に出てくる"demarcation"とは別の概念である。"demarcation"が「3.2.1」の規定に関わらず、壁の中に設けられた使用禁止の部分の指すのに対し、壁の縁はどんな場合でも、絶対的にア・プリオリにアンタッチャブルである。だから、"demarcation"は明確にマーキングすることが求められるのに対し「縁」は特に壁が狭い場合などを除き、マーキングしないことが多い。

またそれがパネルの「縁」でなくコーナー（カンテ）で向こう側に壁が続いている場合は別で、その向こう側の壁も含め、"demarcation"設定がされていない限り、自由に使うことができる。選手はオブザベーションの時に良く確認しておくこと。カンテの裏にホールドがあるかもしれない!!

それから、bottom edge と書いていない以上、下の縁は規制されていない(!)。FRPパネルの壁で、下の縁と床面との間に隙間がある場合、そこにフックしたりすることは OK ということになるのだが.....

⁸⁾原文は"feature"

⁹⁾原文は"demarcation"。これは従来のバウンダリに替るもの。06年の改定でバウンダリに替わってデマケーションという言葉が使われるようになり、従来のバウンダリと同じように一切触れてはならない限定を赤で、触れても良いが使用してはならない部分を黒でマーキングすべし、と言うことになった。そしてさらに07年に、完全な使用制限をする赤のデマケーションが規定上は廃止された。国内では「限定」が用語としても定着しているので「限定」もしくは「使用限定」と訳すことにする。

¹⁰⁾破線、点線状のラインは不可。

¹¹⁾この「上記以外の限定」は、特定の明瞭に判別できる張りぼてについては、マーキングはないがデマケーションとする、というようなケースが考えられるかもしれない。また、昨年までの赤のデマケーションが必要な場合は、この文言がカバーしていると考えられる。また通常の黒のデマケーションの設定については、あえて選手に説明する必要はない。その限定を守るのは選手の自己責任と言うことである。

3.3.2 ジュリー・プレジデントは、競技エリアについての安全性について何らかの疑問がある時、チーフ・ルートセッターとの協議のもと、そのいかなる段階にせよ、競技の開始や継続を許可しないことも含めた決定をおこなう、全面的な権限を有する。役員であれ、それ以外であれ、ジュリー・プレジデントによって安全確保の妨げになると見なされた、あるいは妨げになることが予想されると判断された者は全て、即座にその役目を解かれ、また競技エリアから退去させられる。

3.3.3 主催者から指名されるビレイヤーは、競技会におけるビレイの方法について習熟していなければならない。IFSC ジャッジは、どのビレイヤーでも、競技会中いつでも、その交替を主催者に指示する権限を有する。交替させられた場合、そのビレイヤーはその競技会のどの選手のビレイも担当することを認められない。

3.3.4 各ルート、ボルダーは、選手の墜落によってその選手が負傷したり、あるいは他の選手や第三者を傷つけたりその妨げとなることを避けるように設計/設定されねばならない。

3.3.5 ジュリー・プレジデント、IFSC ジャッジ、チーフ・ルートセッターは競技会の各ラウンドに先立ち安全確保の基準を満たしていることを確認するために、各ルート、ボルダーを点検しなければならない。特に、IFSC ジャッジとチーフ・ルートセッターは、全ての安全のための用具と進行手順が、UIAA 規格と IFSC 規則に則っていることを確認しなければならない。

3.3.6 競技会で使用される全ての器具は UIAA 規格を満たしているか、さもなければ、IFSC または、例外的な状況でジュリー・プレジデントが IFSC の代表としての権限を持って指定したものでなければならない。一般的なものとして、リードとスピードでは、主催者が用意した UIAA 公認のシングル・ロープを使用しなければならない。ロープ交換の回数は IFSC ジャッジが決定する。

3.3.7 ルート上の用具について、以下の安全対策に留意されねばならない。

- a) 競技会のラウンド中に使用される各確保支点は選手がロープを通すカラビナのあるクィックドロ・スリングを備えていなければならない。Z クリップ¹²⁾の可能性は最小限でなければならない。クィックドロ・スリング(中間をカラビナで連結されてはならない)と確保支点の結合は、公認された 8mm または 10mm のマイロン・ラピッド(EN12275 または UIAA121)¹³⁾でおこなわれなければならない。そのスリングは、製造者の認めた仕様書に従ってしっかりと閉じられなくてはならない。
- b) 通常のクィックドロ・スリングより長いものが必要な場合は、少なくとも同等の強度を持つ、1本のテープでできた¹⁴⁾(機械縫いの)テープスリングを、通常の短いクィックドロに替えて使用しなければならない。輪になったスリングは粘着テープでまとめておくべきである¹⁵⁾。どのような場合でも、通常の長さのクィックドロを(マイロン・ラピッドや安全環の有無を問わずカラビナで)連結したものを使用してはならない。また、ロープやテープを結んだスリングは使用を認められない。

3.3.8 ジュリー・プレジデントは、適切な資格のある医療担当者が、選手と競技エリアやアイソレーション・ゾーン内で働く役員の事故や負傷に対して速やかに対応するために待機¹⁶⁾していることを確認しなければならない。

¹²⁾原文は"cross loading the karabiner"

¹³⁾"Maillon Rapide"はフランス語。鎖やワイヤーを連結する一般的な金物の一つである。国内でも、ほぼ同形状の国産品がリング・キャッチの名称で流通している。ただしヨーロッパの EN あるいは UIAA 準拠のものは、安全強度 (SWL) 表示が国産に比べ非常に高い。材質、形状から考えるとその差は異常であるが、両者が全く別物であるかのような言説は、必ずしも正しくない。これは実際の強度の差ではなく、規格、保証上の問題と思われる。国内品でもきちんとした製造管理と検査を経れば、今流通しているものと同等品が、フランス製並の SWL 表示を得られるものと思われる。

¹⁴⁾原文は"continuous"。後半にある「連結したもの」に対する表現だろうと思う。

¹⁵⁾リング状のスリングはそのままだと、選手が足を突っ込む危険性がある。

¹⁶⁾原文は"are in attendance"

3.3.9 負傷、その他の病気など、どのような理由であれ、選手が競技をおこなうにふさわしい状況にないと信ずるに足る理由がある場合、 Jury・プレジデントは以下の身体テストの後、選手の検査を専属の医師に依頼する権限を有する。¹⁷⁾

- a) 足:選手が連続して5回、それぞれの足で片足跳びをおこなう。
- b) 腕:選手が連続して5回、両手で腕立て伏せをおこなう。

この検査の結果に基づき、医師が当該選手は競技を続けられる状態にないと判断する時、 Jury・プレジデントは当該選手の競技参加を停止させねばならない。その後、当該選手が回復したと言う確証があれば、彼/彼女は所定の再検査を要求できる。検査の結果に従い、専属の医師は選手が競技に適した状態にあると判断すれば、 Jury・プレジデントはその選手の競技を許可することができる。

3.3.10 いかなる場合も、選手から要求によって、特別な措置(たとえばボルダグーの上からはしごで地面に降りる、など)を用意することがあってはならない。

3.4 競技順位リスト

3.4.1 予選ラウンドの暫定競技順位リストは、少なくとも競技会開始前の4日間、IFSCのウェブサイト公開されねばならない¹⁸⁾。予選ラウンドの公式競技順位リストは(欠場、追加登録を含め)アイソレーションのクローズ後ただちに作成される。

競技順位リストは、競技会の公式の掲示板とアイソレーション・ゾーンに掲示され、競技会の審判団のメンバー、チーム・マネージャー、競技会の広報担当、メディア関係者の代表に配布されねばならない。

3.4.2 競技会の以降の各ラウンドの競技順位表は、競技会の先立つラウンドの公式リザルトが発表され、抗議に対する処理が終了した後、前項と同じ形で公表されねばならない。さらに加えて、例えばチーム・マネージャーと選手の宿泊する主なホテルなど適切なその他の掲示板でも発表されねばならない。

3.4.3 各競技順位リストには以下の内容が含まれねばならない。

選手の氏名とその競技順に加え、以下の項目を含めた競技会の次のラウンドの情報を記載しなければならない。

- a) 競技順位
- b) 各選手の氏名とIOCの国別コード
- c) 各選手の世界ランキング
- d) アイソレーション・ゾーンのオープン時刻とクローズ時刻。
- e) オブザベーション及び競技の開始時刻。
- f) IFSC または Jury・プレジデントの認めたその他の事項。

全ての競技順位リストは、IFSCの規定しIFSCのウェブサイト公開している書式で作成されねばならない。

3.4.4 競技順の作成方法:

- a) リード及びボルダリング競技会の予選ラウンド¹⁹⁾では、その時点の世界ランキングの逆順とする。²⁰⁾世界

¹⁷⁾原文は”the Jury President has the authority to request a check-up of the competitor by the organisation doctor who will proceed with the following physical test:” 何故ここで proceed を使うのか、よく分からない。単に「医師にテストを行わせる」ということかもしれない。

¹⁸⁾07年10月の加須WCの時に判明したのだが、現在のところこれはおこなわれていない。全選手がネットを利用できる状態にあるとは限らないので、不公平になるというのがその理由とのこと。この項目が削除されずに残っているのは、単なる見落としか、将来的にはネット公開をおこないたいと言うIFSCの意向の顕れであるかは不明。

¹⁹⁾the qualification round

²⁰⁾国内大会でも同様に、過去の戦績と自己申告のオンサイト、レッドポイントグレードを参考に、有力選手が後になるように競技順を決定する。また開始時刻が早い場合は、会場の交通の便や参加者の居住地を考慮して、会場に近い参加者を前に、遠い選手を後にするケースもある。

ランキングのランク外の選手は、そのラウンドの最後に²¹⁾無作為順で競技する。

- b) もし予選ラウンドが、2つ以上の類似したルートまたはボルダーク群でおこなわれる場合、選手はそのラウンドの各ルートまたはボルダーク群に、それぞれのその時点の世界ランキングを元にして振り分けられる。

まず、その時点の世界ランキングでランク付けされている選手は、下の例のように各ルートまたはボルダーク群に順々に振り分けられる。

世界ランキングによる振り分け

競技順	ルート / ボルダーク群 1	ルート / ボルダーク群 2
(ランク付けのある選手の中での)		
.....
最後から 5 番目	9	10
最後から 4 番目	7	8
最後から 3 番目	5	6
最後から 2 番目	3	4
最後	1	2

ランクのない選手は各ルートまたはボルダーク群に同数ないしは可能な限り同数に近い選手が割りふられるように、各ルートに無作為に振り分けられる。この振り分けの後、競技順が各ルートまたはボルダーク群に振り分けられた選手ごとに 3.4.4.a と同じ手続きで決定される。²²⁾

- c) 予選ラウンドに続くラウンドの競技順は、スーパーファイナルあるいはボルダリングの準決勝をのぞいて、先行するラウンドの順位と逆順とする（1位のものが最後のスタートになる）。先行するラウンドで同順位があった場合、その選手の間順位はその時点の世界ランキングの逆順、またランク外の選手の場合は無作為順とする。ランク内の選手とランク外の選手が同着の場合、ランク外の選手が先となる。同ランクの2名の選手が同着の場合は、その競技順は無作為順とする。ランク外の2名の選手が同着の場合は、その2名の選手の競技順は新たに無作為に決定する。

スーパーファイナルの競技順は、ファイナルと同じとする。

ボルダリングの準決勝の競技順は、先立つラウンドの順位と同順とする（1位が最初のスタートとなる）。

²³⁾先立つラウンドで同着の選手の場合は、その順位はその時点の世界ランキングと同じとし、あるいはランク外の選手の場合は、無作為順とする。

- d) スピード競技の予選ラウンドと決勝ラウンドの競技順は、セクション 6 で定めるところに従って作成される。

3.5 アイソレーション

3.5.1 競技会のラウンドに参加資格のある選手はジュリー・プレジデントが定め、大会主催者が公表した時刻までに登録をすませ、アイソレーション・ゾーンに入らねばならない。

3.5.2 以下の者だけがアイソレーション・ゾーンに立ち入ることが認められる。

- a) IFSC 役員
- b) 主催者役員
- c) 当該ラウンドに参加資格のある選手。
- d) 公認された、選手団の役員。
- e) ジュリー・プレジデントが特に認めた者。この場合、これらの者はアイソレーションにとどまる間を通し

²¹⁾2006 年の改訂で、それまではラウンドの前半に競技していたものが、後半に改められた。

²²⁾国内大会でも、必要な場合は過去の戦績を使ってこの方式で振り分けをおこなっている。

²³⁾07 年の変更である。なぜボルダークだけこのような規定なのか？ボルダリングは 06 年の改定で 2 ラウンド制から 3 ラウンド制に変わった。そして準決勝と決勝は同日実施で、その間隔は 2 時間あけることになっている（5.1.5）が、選手の回復を考えればその間隔は長い方がよい。もし準決勝の競技順を予選順位と逆順にすると、強い選手の競技順が後になる。強い選手=決勝に残る可能性の高い選手だから、決勝に残った選手の回復時間がそれだけ短くなってしまふ。逆に準決勝で強い選手を先に出してしまえば、彼らはそれだけ長く決勝までの間に休むことが可能になる。観客の注目の集まる決勝で、選手により良いパフォーマンスをさせるための措置だろう。

て、アイソレーション・ゾーンの守秘性を保ち、不要な混乱や選手に対する妨害を防ぐために、競技会役員の付き添いと監視のもとにおかれる。

動物はアイソレーション・ゾーンに入ることができない。ただしジューリ・プレジデントが認めた場合はこの限りではない。

3.5.3 喫煙は、特別に指定された喫煙所でのみ認められ、その場所は通常、アイソレーションゾーンへのドアの外側に隣接した場所とする。この場所では、選手も選手以外の者もアイソレーション状態にあるものとする。

3.5.4 選手は競技ゾーンと待機ゾーン²⁴⁾を含め、競技エリアにいる間を通じて、アイソレーション状態にある。これは、ジューリ・プレジデントが特別に認めない限り、いかなる方法であれ、競技エリア外にいる者に情報を求めることがあってはならないことを意味する。この規則を遵守しなかった場合、ただちにその競技会において失格となる。

3.5.5 全ての選手も選手団役員も競技エリア内にある間に、ジューリ・プレジデントの許可した機器を除いて、いかなる電子通信機器も所持または使用することは認められない。²⁵⁾

3.5.6 選手は、オブザベーション中、及びクライミング中にいかなるオーディオ機器も所持または使用することはできない。

3.6 オブザベーション

3.6.1 あるラウンドあるいはアテンプトに先だって、競技会のそのラウンドに参加登録された選手は、競技会開始に先立ち、その間にルートやボルダーについて検討することが許されるオブザベーション期間²⁶⁾が認められる。このオブザベーションの具体的な規則は、リード、ボルダリング、スピード各競技それぞれのセクションで規定されている。

3.6.2 オブザベーション・エリア内では、全ての選手にはアイソレーション・ゾーン内における規定が適用される。オブザベーション期間の間は、選手団役員が選手に同行することは認められない。選手はオブザベーションを、定められたオブザベーション・ゾーン²⁷⁾内でおこなわねばならない。クライミング・ウォールに登ることや、道具や家具類の上に立つことは許されない。選手はいかなる方法によっても、オブザベーション・エリア外の何人とも連絡をとってはならない。質問は、ジャッジに対してのみ認められる。

3.6.3 オブザベーションの間、選手はルートの観察に双眼鏡の使用と、手書きのスケッチと記録が許される。それ以外、いかなる観察や記録のための機器の使用も認められない。

3.6.4 選手は公式のオブザベーションの間に得たもの、そしてジューリ・プレジデントまたはジャッジから伝えられた以外の、ルートあるいはボルダーに関するいかなる情報も持つてはならない。

3.6.5 各選手はその自己責任において、ルートあるいはボルダー・ボルダー観察中の全ての指示に注意を払わねばならない。²⁸⁾

²⁴⁾call zone

²⁵⁾06年までここにはカメラやビデオカメラも具体的にあげてしたが、07年にこの表現に改められた。具体的に機器の類例をあげていてはきりがないからだろう。同時にこの表現からすると、通信機能を持たない機器については、オブザベーション中に使用しない限り持ち込んでも問題はないと考えられる。別に日本の国体で問題が出たからこうなったわけではあるまいが.....

²⁶⁾observation period

²⁷⁾オブザベーション・ゾーンとオブザベーション・エリアとふたつの表現があるが、これは意味が異なるとは思えない。単に表現の統一が充分でないだけだと思う。

²⁸⁾原文は”It is the sole responsibility of each competitor to fully inform him/herself in respect to all instructions regarding the route that are required to undertake.”回りくどい表現でまいち意味が不明だが、要するに説明が聞こえなかったなどと、後からクレームをつけるな、ということか。

3.7 クライミングに先立つ準備

3.7.1 アイソレーション・ゾーンから、コール・ゾーンへ移動するよう指示を受けた後は、選手は競技会役員以外の何人とも行動をともしなければならない。

3.7.2 コール・ゾーンに到着したら各選手は、競技種目に応じてクライミング・シューズをはき、ロープを認められた結び方で結ぶなど、アテンプトの最後の準備をしなければならない。

3.7.3 選手がルートまたはボルダーにおいてその競技を開始する前に、リード競技におけるロープの結び方を含め、使用する全てのクライミング用具について安全性に問題がないかどうか、また IFSC 規則に準拠しているかどうか、競技会役員から検査を受けなければならない。各選手は競技をおこなう間に身につける用具と衣服について全面的に責任があるとみなされねばならない。

3.7.4 各選手は指示を受けたらコール・ゾーンを離れ、競技エリアに入る用意をしなければならない。いかなる、不法な遅延も「イエロー・カード」の対象となり、さらにそれ以上の遅延はセクション 11 に従い、ただちに失格となる。

3.8 選手団の服装と用具

3.8.1 選手が使用する全ての用具は IFSC が別途指定した場合を除き、UIAA 規格に従ったものでなければならない。認められていない用具、結び方、衣服の使用、またはそれらの認められていない改変、広告に関する規則への不服従、いかなるものにせよ IFSC 規則と規定及び選手団の服装と用具に関する規定への違反があった場合、選手はセクション 11 に照らして制裁を受けねばならない。

3.8.2 選手は競技中、その国の選手団であることを表すために²⁹⁾ (1) 国旗を表す、あるいは国旗の色またはその国のスポーツカラーの、(2) 3 文字の IOC の国別コード³⁰⁾の入った、選手団の公式の上衣³¹⁾を着用すること³²⁾。上衣は男女で異なっていてよい³³⁾。公式の競技順の入ったゼッケンは、競技会主催者から提供される。これには切断その他の改変を加えてはならず、上衣の背中側にはっきり見えるようにつけなければならない³⁴⁾。競技順ゼッケンの大きさは 18 × 24cm (横長で) を越えてはならない。競技会主催者は、加えて選手のズボンの脚の部分に競技順ゼッケンをつけさせることができる。

3.8.3 各選手は UIAA 公認のハーネス (リード、スピード競技ではハーネスを装着しなければならない) を使用し、クライミング・シューズをはかなければならない。各選手は任意で、チョーク・バッグ、クライミング・ヘルメット、衣類 (選手団上衣に加えて) を自由に使用することができる。全ての用具、服装は、以下の広告に関する規則に従ったものとする。

- a) ヘッドウエア³⁵⁾ : 製造者名またはロゴのみ。
- b) 選手団上衣 : スポンサーのロゴ——合計で 300 平方センチ以内。
- c) ハーネス : 製造者の名称とロゴ、スポンサーのロゴ——合計で 200 平方センチ以内。
- d) チョークバッグ : 製造者の名称とロゴ、スポンサーのロゴ——合計で 200 平方センチ以内。
- e) 脚部 : 製造者の名称とロゴ、スポンサーのロゴ——片足あたり合計で 300 平方センチ以内。

²⁹⁾原文は "Competitors representing their national teams shall, when climbing, wear a uniform.....".

³⁰⁾the three letter IOC country code

³¹⁾uniform official team top

³²⁾この規定は「公式」とは言っても、そのデザインを申告するようなことはないので、ここに規定された要素を満たしていれば、全員が同じものを着ていれば大会ごとに違うものでもかまわないのだらうと思う。仮に選手が一人ならば、個人の T シャツに日の丸と "JPN" を入れればそれでよい、と考えられる。

³³⁾この一文は 07 年に追加。

³⁴⁾「ゼッケン」の原文は "bib"。後半の "(it) shall be displayed prominently on the back of the top" という記述から考えると、ベストのようなものではなく競技順をプリントした単なる布/紙で、裏面に粘着剤がついているか、安全ピンでつけるかするようなものと考えた方が良さそうだ。bib は胸あて、よだれかけの意味だが、日本語では身体の前側につけるものに限定したニュアンスがあるので、最も近いと思われる日本で通じる単語としてゼッケンと訳した。

³⁵⁾ヘルメット、バンダナ、鉢巻き … etc

f)靴と靴下：製造者の名称とロゴのみ。

各用具、服装における選手の所属する山岳連盟/協会や国を表す語句やロゴは、上の各項に規定されたサイズの上限に加えて認められる³⁶⁾。

刺青など選手の身体に直接表示されたいかなる広告用の名称、ロゴも、上記 b)、e) にそれぞれ規定された身体部分のサイズ上限に含めて計算するものとする。

これらの規則に従わなかった場合、選手はセクション 11 に照らして制裁を受けることになる。

3. 8. 4 可能であれば常に、そして特に表彰式においては、選手と選手団役員は、それぞれの³⁷⁾ユニフォームを着用のこと。

3. 8. 5 ルートまたはボルダーのアテンプト中に、選手はチョーク（粉末または液状）のみをその手につけることが認められる。³⁸⁾

3. 9 壁のメンテナンス

3. 9. 1 チーフ・ルートセッターは競技会の各ラウンドを通じて、IFSC ジャッジからの依頼に応じて壁の保守と修理を能率的かつ安全におこなう、熟練した保守チームを確保しなければならない。安全性は、常に最優先されねばならない。

3. 9. 2 IFSC ジャッジの指示があったら、チーフ・ルートセッターは直ちに補修作業をおこなわねばならない。補修終了後、チーフ・ルートセッターが点検し、ジュリー・プレジデントに対し補修の結果、以降の選手に有利または不利になることがない旨を告知しなければならない。競技会のそのラウンドを継続するか、中止し再スタート（再試合）するかのジュリー・プレジデントの決定は絶対で、この決定に関するいかなる抗議も受諾されない³⁹⁾。

3. 10 テクニカル・インシデント

3. 10. 1 テクニカル・インシデントは、何らかの事象によってある選手に、その選手自身の行動によらず、不利または不公平な結果が生じることを言う。テクニカル・インシデントの種類と発生後の処理の詳細は、後のリード、ボルダリング、スピード各種目それぞれのセクションに記す。

3. 10. 2 一般に、テクニカル・インシデントは以下のように分けられる。

a) IFSC ジャッジによって指摘されたテクニカル・インシデント

(i) 選手がレジティメイト・ポジション⁴⁰⁾にある場合、登り続けるかテクニカル・インシデントを受け入れるかを選ぶことができる。もし選手がそのルートまたはボルダーのアテンプトを続けることを選んだら、そのテクニカル・インシデントについての、それ以上の申告は、受け入れられない。

³⁶⁾従来は、広告類と所属関係のロゴなどを含めての面積規定だったが、2006 年から後者は別扱いになった。

³⁷⁾原文は"distinctive"だが、日本語に直すと奇抜な服装ととられかねない表現になる。

³⁸⁾2005 年までは、ボルダーの項でポフ（松ヤニ）の使用について言及があった。またジュリープレジデントが認めた場合、チョーク以外の使用を認める旨の記述があった。

³⁹⁾これは主に、ホールドが破損したときに使われていたものと全く同じホールドの予備がなかった場合のことと考えていただきたい。代替ホールドによって、交換前とムーブ、グレードに問題となる変化が生じてはならないわけだ。その判断はチーフ・ルートセッターがおこなうが、もし交換前との差が大きなものとならざるを得ない場合、そのラウンドを無効にして新たなルートでやり直すことになる。しかし国内大会ならともかく（いや、それだってとんでもない事態だ）、国際大会でのそれは、想像もしたくないことだ。従ってチーフ・ルートセッターも、よほどのことがない限り、OK を出すのだと思うのだが.....

⁴⁰⁾"legitimate position"。「正当な」あるいは「正常な」場所/状態ということで、選手がアテンプトを何の違反事項もなく継続している状態を指す。これも訳しにくいので、以後この表記とする。

(ii) 選手がテクニカル・インシデントの結果として、レジティメイト・ポジションにない場合、IFSC ジャッジは直ちにテクニカル・インシデントを宣言し選手のアテンプト終了させ、該当するテクニカル・インシデントの規則に照らして⁴¹⁾、選手に再アテンプト⁴²⁾を認めねばならない。

b) 選手によって指摘されたテクニカル・インシデント

(i) 選手がレジティメイト・ポジションにある場合、選手はテクニカル・インシデントの性質を明らかにし、IFSC ジャッジの同意のもとにクライミングを続けるか、中止するか選ぶことができる。もし選手が登り続けることを選んだら、そのテクニカル・インシデントについての、それ以上の申告は受け入れられない。

(ii) もし選手がインシデントの結果レジティメイトポジションにない場合、IFSC ジャッジは直ちに対応を決定しなければならず、その決定は絶対である⁴³⁾。

3. 10. 3 テクニカル・インシデントの確認及び却下⁴⁴⁾は IFSC ジャッジが、必要に応じてチーフ・ルートセッターと協議の上でおこなう。この決定は絶対である。

3. 11 判定用ビデオ記録の使用

3. 11. 1 リード競技のルート及びボルダリング競技のボルダーでの各選手のアテンプトの、公式ビデオ記録が作成されねばならない⁴⁵⁾。

3. 11. 2 リードでは 1 ルート当たり少なくとも 1 台、できれば 2 台のビデオカメラを、ボルダー競技では全てのボルダーをカバーする最低 2 台の (固定された) ビデオカメラを使用しなければならない。クライミング競技会のビデオ記録の適切な経験を有する撮影者が、ナショナル・ジャッジによって補助されることが推奨される。ラウンドに先立ち、IFSC ジャッジ又はジュリー・プレジデントは撮影者に、適切な技術と手順を簡潔に説明しておかねばならない。⁴⁶⁾ビデオ・カメラの位置はジュリー・プレジデントが、IFSC ジャッジとチーフ・ルートセッターとの協議の上で決定する。とりわけ、撮影者がその作業を妨げられないことがないよう、また何者もカメラの各ルートの視野を遮ることがないように注意を払わねばならない。

3. 11. 3 判定のために、いかなるできごとであれ再確認するための、ビデオ再生システムに接続されたモニター・テレビが用意されなければならない。再生モニターの設置場所は、ビデオの再生とその検討を、許可を得ていない者やジャッジ以外の者が見たり聞いたり、あるいは妨げたりすることない場所とし、また利用しやすいようジャッジ席に近くでなければならない。

3. 11. 4 公式ビデオ記録のみが判定に使用され、ビデオ記録を見ることができるのは、ジュリー・プレジデント、IFSC ジャッジ、ルート・ジャッジ、チーフ・ルートセッター、IFSC デリゲイトのみに限られる。⁴⁷⁾

3. 11. 5 ビデオ記録は競技会の各ラウンド終了時に、ジュリー・プレジデントに渡される。IFSC の特別な認可をのぞけば、これらのテープの複製は作成されない。競技会のビデオ記録は、唯一、競技会の判定と、IFSC

⁴¹⁾ "in accordance with the rules governing technical incidents for that particular discipline"

⁴²⁾ "a subsequent attempt"

⁴³⁾ これは、突然選手がクイック・ドローをつかみ、ホールドが回った、と主張したような場合が考えられる。その場合、インシデントが認められなければ、選手がレジティメイト・ポジションからはずれた時点の高度を記録することになるだろう。仮に選手が競技を中断して、実はテクニカル・インシデントではなかった、ということになったら、選手は再アテンプトが認められずそれっきりになってしまうということである。

⁴⁴⁾ The confirmation or non-confirmation of a technical incident

⁴⁵⁾ 2005 年までボルダリングのビデオは必ずしも必須ではなかったが、2006 年から必須となった。

⁴⁶⁾ この部分直訳。要するにどういう撮り方をするか、あるいはルートの性格上留意すべき点などを説明しておけということか？

⁴⁷⁾ ビデオなしの競技会運営はあり得ないといえるだろう。一つにはウォール・ジャッジの廃止が大きく影響している。かつてのウォール・ジャッジの役割を、ビデオが担っているのである。

だが経験的にいえば、ビデオは必ずしもベストアングルからの記録ではない。少なくとも、ルートの全てのポイントをベストの方向から撮影できるわけがない。特にホールド/タッチの区別は、下方からの撮影では事実上判定不可能な場合が多いというのが実感である。

将来的には、ウォールに平行に設置されたボール上を上下に移動する、リモートコントロール・カメラなどが開発されるのかもしれない。だが、現状ではビデオは、選手を納得させる一つのポーズとしての性格が強いように思われる。

のトレーニング・コースの目的のためだけに使用される。どのような場合でも IFSC の役員以外の者は、それを利用できない。

3.12 リザルト表

3.12.1 競技会の各ラウンド終了時に、各選手の順位と成績を記載した暫定リザルト表⁴⁸⁾をジャッジの作業をもとに作成しなければならない。この暫定リザルト表は、公式のリザルト表の確定に先だつ非公式な情報として公表され、チームマネージャーや選手によるコメントも非公式なものとなる。⁴⁹⁾暫定リザルトは競技会の全ラウンドを通じて、スクリーンに投影されることが推奨される。⁵⁰⁾

3.12.2 暫定リザルト表の公表後に、その確認と、必要があれば修正を経て、IFSC ジャッジのサインによって公式に認められ⁵¹⁾、公式リザルト表として公表される。

3.12.3 競技会の終了時に、全選手の最終順位その競技会各ラウンドでの成績を記載した公式の確定リザルト表⁵²⁾が用意され、IFSC ジャッジとジューリ・プレジデントがサインをした後、公表されねばならない。

3.12.4 全ての公式リザルト表は、IFSC の規定する様式で作成され、競技会の公式の掲示板に掲示され、その複写は競技会の審判団のメンバー、チーム・マネージャー、競技会の広報担当、メディア関係者の代表に配布されねばならない。

3.13 順位と記録

3.13.1 競技中の選手の個々の順位の決定手順は、リード、ボルダリング、スピード各種目それぞれのセクションで規定する。

3.13.2 各国選手団の順位と、個々の選手のその大会の全ての種目を含めた総合順位が以下の大会において作成されねばならない⁵³⁾。

- a) ワールドカップ
- b) 世界選手権
- c) 大陸別選手権
- d) 国際ユース選手権
- e) 大陸別ユース選手権
- f) 地域大会

3.13.3 各国選手団の順位は、各国選手団のその競技会に参加し上位を獲得したメンバー⁵⁴⁾の順位ポイントを(7.5.1 に従って)合算して計算する。⁵⁵⁾ポイントを計算に使用する選手の数は各競技会の選手団の定員までとする。

⁴⁸⁾ "a provisional result list"

⁴⁹⁾ "This provisional result list may be published as unofficial information awaiting the finalisation of the official result list, and unofficial comments may be made by team managers and competitors." 意味不明。とにかく早くリザルトを公表しろ、ただしそれは非公式なものとしてあつかう。チーム・マネージャーや選手がそれに異議をとなえても、それは非公式なもので、正式な抗議にはならない、と言う意味か？つまりこの段階での異議は、非公式だから fee 無しで可能と言うことか？

⁵⁰⁾ 国内でも、2004 年のさいたま国体、及び同じ会場で行われた 2005 年のリード、2006 年のボルダリングの両ジャパンカップでおこなっている。

⁵¹⁾ 原文は "officially approved in writing by the IFSC Judge"

⁵²⁾ "an official consolidated result list"

⁵³⁾ "A national team ranking, and a combined individual ranking for all disciplines included in a particular competition, shall be prepared, as relevant, for the following competitions"

⁵⁴⁾ 原文は "the highest ranked individual national team members".

⁵⁵⁾ "The national team ranking shall be calculated by adding the ranking points of the highest ranked individual national team members participating in the competition."

3. 13. 4 複数の種目を含む競技会での全種目の複合順位⁵⁶⁾は、複数の種目に参加した選手のその競技会における全種目の総合順位を、それぞれの種目での順位ポイントを(7.5.1に従って)合算して作製する⁵⁷⁾。

3. 13. 5 IFSC は以下の確定順位を公表する。

- a) ワールドカップ・ランキング
- b) 世界ランキング (WR)

ワールドカップ・ランキングの算出方法は、7.5 に規定されている。

世界ランキングは IFSC が認めた全ての競技会での選手の獲得した成績をもとに、先立つ 12ヶ月間の順位を計算する。世界ランキングを作成する方法の詳細は、IFSC のウェブサイト公表されている。

3. 13. 6 IFSC はスピード競技の世界記録を公表する⁵⁸⁾。

3. 14 アンチ・ドーピング検査

3. 14. 1 加盟山岳連盟/協会は、その国の国際スポーツに関する規則、世界アンチドーピング規定⁵⁹⁾、IFSC のアンチドーピングの指針、手続き、制裁に関する規則⁶⁰⁾の求めるところに従っておこなわれるアンチドーピング検査の準備をしなければならない。

3. 14. 2 ワールドカップ、世界選手権、大陸別選手権、ワールド・ユースチャンピオンシップ、コンティネンタル・ユースチャンピオンシップ、そして国際的な競技会の優勝者と、スピード競技で世界新記録を達成した全ての選手は、アンチ・ドーピング検査の対象となる。

3. 15 式典

3. 15. 1 ジュリー・プレジデントの特別な許可がない限り、全選手は開会式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション 11 に従って制裁の対象となる。

3. 15. 2 競技会の最後に、ファイナル・ラウンド終了後ただちにおこなわれる表彰式は、こうした催しに関する IOC の手続きに従っておこなわねばならない。国歌演奏と国旗掲揚は IFSC の選手権大会およびワールドカップの最終大会⁶¹⁾において必須である。

3. 15. 3 ジュリー・プレジデントの特別な許可がない限り、全ての決勝参加選手は表彰式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション 11 に従って制裁の対象となる。

⁵⁶⁾原文は“A combined competition ranking”

⁵⁷⁾複数種目に参加する選手はそれほど多くないような気がするが、そうでもないのだろうか？

⁵⁸⁾05 年度からスピードは、年間を通じてどの会場でも同じ壁、同じルートを使用することになったので、これが可能になった。

⁵⁹⁾“the World Anti Doping Code”

⁶⁰⁾“the IFSC Anti Doping Policy and Procedure and Disciplinary Rules” 客語の頭が大文字なので、こういう文書が存在するの
だろう。

⁶¹⁾“World Cup final events”とあるので、リード、スピード、ボルダールの各種目の最終戦となる大会において、ということだろう。

4. リード

4.1 概説

4.1.1 この規則はセクション3の一般規則を併せて参照すること。

4.1.2 リード競技は、専用の¹⁾高さが最低12m、最低15mの長さで各ルートの幅が最低3mのルートの設定が可能な、人工のクライミング・ウォールで開催するものとする。ジュリー・プレジデントの裁量において、壁の一部が幅3mに満たないものも認められる²⁾。

4.1.3 全てのリード競技では、選手はルートを下から確保されて、リードで登らねばならない。

4.1.4 リード競技には、次のようなものがある。

- a) オンサイト：ルートに対する1回のオブザベーションの後に競技する。
- b) フラッシュ：フォアランナー³⁾によるデモンストレーションあるいは、他の選手の競技を見た後に競技する⁴⁾。
- c) アフター・ワーク：認められた試登の後に競技する。

4.1.5 現行の規則に従ってルートを登り、ロープが選手によってレジティメイト・ポジションから最終クイク・ドロウのカラビナにクリップされたときにルートは完登されたと見なされる⁵⁾。

4.1.6 リード競技は通常、次のような構成からなる。

- a) 1本もしくは2本の、同じあるいは異なるルートを使用する予選ラウンド。異なるルートを使用する場合、それらは同じグレード、似通った性格のルートでなければならない。
- b) 1本のルートを使用して行われる、セミ・ファイナル、ファイナル、必要が生じた場合スーパーファイナルの各ラウンド。

不測の事態の場合は、ジュリー・プレジデントはラウンドのうちひとつを省略することができる。1ラウンドが省略された場合、先立つラウンドの結果を順位として扱う。⁶⁾

特殊な競技会ではこれに替る形式が、IFSCから適用される。⁷⁾

4.2 オブザベーション

4.2.1 一般規則にもとづき、選手(グループ)はその競技するルートを観察することが認められる。

¹⁾原文は"purpose-designed"。

²⁾壁のスケールの規定は'95年のHANDBOOKでは"absolute"で、絶対条件だったが、その後「望ましい」「recommend」という表現に変わり、2002年にさらにこのような表現となった。これは、全ての条件をクリアすると金がかかりすぎるという経済的条件が大きいのだろう。またあるいは、近年のワールドカップの壁が立体的になり、部分的に条件をクリアできないケースが考えられるようになったということもあるのかもしれない。

³⁾選手の競技に先立って登って見せるから先に(fore)走る者(runner)と呼ぶらしい。

⁴⁾この後段は2006年に追加された。国際ユースの予選は、この形式のフラッシュでおこなわれている。

⁵⁾かつては「最終ホールドの保持と最終クイク・ドロウへのクリップをもって完登」と解釈された時期もあるが、現在では最終クイク・ドロウへのクリップだけが要件と理解されている。もし、選手が最終ホールドの手前から、最終クイク・ドロウにクリップしたら、完登とせざるを得ない。

これはルールの不備ではなく、最終クイク・ドロウは、最終ホールドからしかクリップできないところに設置されねばならない、というルート設定上の暗黙の了解を前提としているのである。従って、もし選手が最終ホールド手前からのクリップしたら、それはルートセッターのミスである。

国内大会であっても、壁の形状の制限などで最終ホールド手前でクリップできるようであれば、最終ホールド保持後のクリップ以外認めない旨を、テクニカル・ミーティングで徹底すべきである。

⁶⁾原文は" In the case of unforeseen events, the Jury President may decide to cancel one of the rounds. "。屋外の大会で、急に悪天になった場合などを指すと考えるのが妥当だろう。ボルダリング規則の5.1.4後段(P.25)も同じ意味合いと思う。「one of the rounds」と限定している以上、1ラウンドだけの実施ではさすがにドロウゲームになるが、2ラウンド実施していれば大会は成立すると言うことでもあるだろう。今まで"event" = "competition"という先入観にとらわれていたため、理解できなかったが、審判講習で参加者の方から指摘を受けて得心した。感謝。

⁷⁾単に、これ以外の例外的な形式もあり得ると言っているだけだと思う。

4.2.2 オブザベーション期間はジュリー・プレジデントがチーフ・ルートセッターと相談の上決定するが各ルートについて6分間を越えてはならない。ただし、特別に長いルートの場合には、延長することができる。

4.2.3 選手は出だしのホールド⁸⁾に、両足を地面から離すことなく触れることができる。

4.2.4 オブザベーションが終わったら、選手は速やかにアイソレーション・ゾーンに、競技順リストの最初の数名はジャッジの指示でコール・ゾーンに戻らなければならない。いかなる不当な遅滞も「イエロー・カード」の対象となる⁹⁾。さらにそれ以上の遅滞は、セクション 11 に従い、ただちに失格となる。

4.3 事前の試登

4.3.1 事前の試登をおこなう(ワーク)ルートが競技会の中にある場合、ジュリー・プレジデントは——チーフ・ルートセッターと相談の上、選手の試登期間のタイムテーブル、進行(または手続き)、時間を決定しなければならない。

4.4 安全性と確保

4.4.1 クライミング・ロープは2名のプレイヤーによってコントロールされなければならない。¹⁰⁾プレイヤーは選手が登っている間、選手の状態に十分に注意を払って以下のことを守らなければならない。

- a) ロープをむやみにタイトにして選手の動作を妨げることがないようにする。
- b) 選手が確保支点でロープをクリップするとき、それを妨げないようにする。もしロープを確保支点にクリップするのに失敗したら、ゆるめたロープはただちにたぐる。
- c) 全ての墜落はダイナミックビレイで安全に¹¹⁾停止させる。
- d) 選手を必要以上に長く墜落させてはならない。
- e) 墜落中の選手が、壁が重なった部分のエッジ¹²⁾や、その他クライミング・ウォールのいかなる部分によっても、負傷することがないように十分な注意を払わなければならない。

4.4.2 UIAA ジャッジは、チーフ・ルートセッターと協議の上、ジュリー・プレジデントの許可を得て、ロープを最初の(そして適当と見なされれば他の)確保支点に、事前に通しておくことを決定できる。可能な限り、ルートはこうした安全対策が不要であるように設定されるべきである。

4.4.3 競技ルートの各アテンプットの開始時:

- a) 各選手は IFSC の用具に関するルールと規則に従って用具を身につけていなければならない。
- b) 各選手はそのクライミング・ハーネスに、クライミング・ロープを、末端処理をおこなった¹³⁾8の字結びを用いて結ばなければならない。
- c) 選手が登り始める前に(コール・ゾーン内が望ましい)、プレイヤーは選手がルールにしたがって用具を装着しているか、ロープが選手のハーネスに上記の4.4.3b)に従ってしっかりと結ばれているか、ハーネスは正しく装着されているかをチェックしなければならない。
- d) 選手とともにルートの開始地点に行く前に、プレイヤーはロープがすぐに使用できる状態に巻いてあるかを確認しなければならない。

⁸⁾原文では“first holds”と複数である。

⁹⁾選手をアイソレーションに戻す際に、運営スタッフは選手に触れてはならない。何らかの抗議の対象となる可能性があるからだ。特に男性のスタッフが女性に対する場合は、セクシュアル・ハラスメントとして捉えられかねない。従って、しつこい選手に対しては、ジャッジがイエロー・カードをちらつかせるのだそうである。

¹⁰⁾2002年よりこの記述が加わった。もともとスピードではロープを素早くたぐる必要があるため、2名でロープを操作していたが、リードの場合でも1名が補助が入ることによって、不用意なロープロックや操作ミスによる事故を防ぐということだろうと思われる。

¹¹⁾in a dynamic and safe manner

¹²⁾原文は“the edge of an overlapping section”。最近の世界カップの壁の写真を見ると、一つの壁に手前に別の壁の上部が張り出しているものがある。その張り出した部分のエッジということだろうか

¹³⁾原文は、以前は“which itself is secured with a safety knot”だった。この解釈は不明だったのだが、2005年頃に“which itself is”が消え、さらに07年には“secured with an extra knot;”となった。そうするとこのように解釈する可能性がでてきたが、どうだろうか。

e) UIAA ジャッジはチーフ・ルートセッターとの協議の上で、選手が下部を登る間、より安全性を確保するために、ルートの出だしで補助(スポット)をおこなうかどうかを決定しなければならない。

4. 4. 4 ビレイヤーは常時、ロープを適切にたるませておかねばならない。ロープへのテンションはどのようなものであれ、人工登攀や選手への妨害とみなされ、UIAA ジャッジによって、テクニカル・インシデントと宣言される¹⁴⁾。

4. 4. 5 ロープを最後の確保支点(クィックドロ)に通した後、または墜落した後、選手は地面へロワーダウンしなければならない。選手が地面にあるものに接触しないように、十分な注意が払われなければならない。

4. 4. 6 選手がロープをハーネスからほどいている間、ビレイヤーは可能な限りすばやく、かつクィックドロが不用意に乱されないように¹⁵⁾ロープを引き抜かねばならない。ビレイヤーはその責任において、選手を可能な限り早くクライミング・ゾーンから退去させねばならない。

4. 5 クライミング中の規定

4. 5. 1 各ルートには選手が競技時間¹⁶⁾が定められねばならない。この時間は、次の 4.5.2. に定めるルートの基部での最終準備の時間 40 秒を含む。競技時間は、IFSC ジャッジがチーフルートセッターと協議の上で決定し、ルートのオブザベーションに先立つアイソレーションゾーンでの説明¹⁷⁾の際に発表されるか、またあるいはアイソレーションゾーンに計時される競技順リストに記載されねばならない¹⁸⁾。

4. 5. 2 選手がクライミング・ウォールの基部の競技ゾーンに入る時点で、選手の競技時間の計時が開始される。各選手は、アテンプト開始前に 40 秒間の猶予が認められる。この 40 秒間の最終オブザベーションは、競技時間全体の一部である。選手がこの 40 秒が終わってもアテンプトを開始しない場合、すみやかに競技開始するよう指示される。それ以上の遅滞はセクション 11 に照らして制裁の対象となる。

4. 5. 3 各選手は、両足が地面から離れることをもってアテンプト開始と見なされる。

4. 5. 4 選手はそのアテンプト中随時、IFSC ジャッジに競技時間の残りを尋ねることができ、IFSC ジャッジは選手に対して、すみやかに残り時間を伝える——あるいは伝えるように指示¹⁹⁾しなければならない。IFSC ジャッジはまた、残り時間 60 秒の時点で、その旨を選手に伝える、もしくはその指示を出さなければならない。競技時間が終了したら、IFSC ジャッジは選手に競技中止²⁰⁾を指示しなければならない。選手が IFSC ジャッジの競技中止の指示に従わなかった場合セクション 11 に照らして制裁の対象となる。

4. 5. 5 ルート上でのアテンプト中：

a) 選手は、クィック・ドロのカラビナに順番にクリップしなければならない。選手はレジティメイト・ポジションでクィックドロにクリップしなければならず、同様に身体の全てがルートのライン上のクィックドロの下側のカラビナを越えないか、またはルートのラインに沿って戻ることなくクィックドロに

¹⁴⁾IFSC ジャッジには、テクニカル・インシデントを発見したら、それに対処する義務がある。例え選手が気づいていなくとも、である。ここで難しいのは、特に些細なものである場合、選手に声をかけることでそれ自身が、選手の集中を乱すものとしてテクニカル・インシデントになりかねない点だ。

¹⁵⁾原文は”without unduly disturbing the quick-draws”。クィックドロのハンガー側のマイロン・ラピッドが回転したり、クリップ側のカラビナが何かに引っかかったりすると、テクニカル・インシデント (P.20 参照) と見なされる。

¹⁶⁾原文は”a fixed period in which a competitor may attempt the route”。さすがに意識した。

¹⁷⁾technical briefing

¹⁸⁾無論、両方やってよい。英悟の”and/or”は、便利な表現だがどうにも日本語にならない。

¹⁹⁾無論、タイムキーパーに対する指示。

²⁰⁾原文は”stop”である。選手がレジティメイト・ポジションからはずれば全て”stop”の対象である。また一部”terminate”を使っているところもある。ジャッジが”stop”をかける行為を、そう呼ぶようだ。またテクニカル・インシデントによる中断は”cease”と表現しているようである。

クリップできなければならない。「戻る」とは当初の位置から移動する際に、手が両方とも当初のホールドから離れることを意味する。²¹⁾

この基準に対するいかなる違反の場合も、選手はアテンプトを終了させられ、次の 4.7 の規定に従って高度計測がおこなわれる。選手が IFSC ジャッジによるアテンプト終了の指示に従わない場合、セクション 11 に照らして制裁の対象となる。

- b) 最終クイックドローを除き、選手は直近にクリップしたカラビナからロープをはずしてクリップしなおすことが認められる。²²⁾
- c) 例えば安全上などの特別な状況がある時、ジュリー・プレジデントは上の 4.5.5.a) を修正適用し、特定のクイックドローについて、特定のホールドかその手前からクリップするように定めることができる。これについては、選手に対してアイソレーションゾーンでの説明時に告知し、そのホールドとクイックドローは明瞭にマーキングされ(青の十字が望ましい)、オブザベーション中に指示されねばならない²³⁾。マークされたクイックドローにクリップしていない状態で、マークされたホールドより先で選手がおこなったいかなる動作も、成績に考慮されることはない。²⁴⁾
- d) 何らかの技術的な誤り(Z クリップなど)があった後、上記の 4.5.5.a) に従い選手がロープをカラビナにクリップする際に、選手は(必要があればクライムダウンして)下のカラビナのクリップの解除と再クリップをすることができる。最終的に全ての確保支点到にクリップされていなければならない²⁵⁾。

IFSC ジャッジはそれ以上の進行が危険であると判断した場合、アテンプトを終了させ最高(最遠)到達距離を計測しなければならない。

4.5.6 ルート上のホールドは IFSC ジャッジが、チーフ・ルートセッターと協議の上、競技会の各ラウンドの開始前に決定した回数と方法で、クリーニングされねばならない。ルートのクリーニング間隔は最大 20 人のアテンプトまでとすることが望ましく、クリーニング作業はラウンドを通して均等な間隔でおこなわれねばならない。クリーニングの回数は、ルートのオブザベーションに先立つテクニカル・ミーティングの間に選手に伝達し、アイソレーションゾーンに掲示される競技順リストに示さねばならない。選手はルート中のいかなるホールドも、クリーニングすることは認められない²⁶⁾。

4.6 テクニカル・インシデント

4.6.1 リード競技におけるテクニカル・インシデントとは以下のようなものである。

- a) ホールドの破損または緩み。
- b) クイック・ドローのカラビナが正しい位置にない。
- c) ロープが張られることで選手の補助、または妨害になった。
- d) その他、選手の動作の結果ではないところのことがらが、選手に不利または有利にはたらいた。

²¹⁾この規定は、単にうっかり登りすぎた場合だけでなく、ルーフやトラバースの場合で、通り過ぎてからの方がクリップが容易なセクションの処理も含んでいる。一般にルーフやトラバースでは手が届く限りどこからクリップしても OK である。ただし、一度クリップできないところまで進んでしまったら、戻ってクリップする事は認められずその時点でストップになる。

²²⁾何を想定しているのが今ひとつはっきりしない。Z クリップへの対処はこれに該当するだろうが、Z クリップについては 4.4.5d に既に以前から規定がある。考えられるのはロープが何かに引っかかった状態でクリップしたような場合だろうか。

²³⁾04 年にホールドへのマーキングが、05 年にクイックドローへのマーキングが言及され、06 年にマーキングの形式も規定された。

²⁴⁾この部分は 07 年の改定で加わった。ただ、この原文で言う“after the marked hold”が、「marked hold」を保持した状態を含むのかがどうか不明である。つまりマークされたホールドを保持した状態で先のホールドを保持した/タッチした場合も無効なのか、マークしたホールドから手が離れた後が無効なのか、がこの文言だけでは判断できない。しかし、マークしたホールドを保持した状態は明らかにレジティメイトポジションだから、その状態でのムーブを無効としたら、選手からの反発は大きいだろう。

²⁵⁾Z クリップの場合、先に下のカラビナのロープをはずせ、ということである。そして、これは規則上決まっていることではないが、クイック・ドローの間隔が近く、2 本のクイック・ドローに同時にクリップできるポジションがある場合、先に上のカラビナにクリップしてしまったとしても、ムーブを起こさず、すぐに下のカラビナにクリップすればジャッジは目をつぶる。これは積極的にそうして良いというのではない。あくまで基本は「順番にクリップ」である。従って、クライムダウンをして下のカラビナにクリップしたら x である。これは、そう言う中途半端な位置にクイックドローがあることに問題があると言うことだ。

なお、Z クリップに対してプレイヤーなどのスタッフや観客は注意をうながしてもよい。ただしこれはスタッフの義務ではない。ある選手については Z クリップを指摘し、別の選手の Z クリップをなかつたような場合も、そのことで抗議を行うことはできない。そう言う意味ではし、ジャッジは注意をうながさない方が問題がない。

²⁶⁾2006 年に加わった規定。スタートホールドであってもリードではクリーニングは不可なので注意。

4. 6. 2 選手が墜落し、テクニカル・インシデントが墜落の原因であると申しでた場合、選手は直ちに別に設けられたアイソレーション・ゾーンへ²⁷⁾移され、テクニカル・インシデントに対する調査結果が出るまで待たねばならない。

4. 6. 3 テクニカル・インシデントをこうむった選手は、ウォームアップ設備を利用できる、別に設けられたアイソレーション・ゾーンでの回復期間を認められ、その間 IFSC または主催者役員以外の何者とも接触できない。

選手の次のアテンプトまでの回復期間の最大は、テクニカル・インシデントまでに使用したハンドホールドあたりおおよそ 2 分をあてるものとする。当該選手は、最低でも 20 分の回復期間が与えられる。IFSC ジャッジは、選手の最大限度内での回復期間の要求にもとづき、選手の次のアテンプトの時間を確保する。全ての関係する選手²⁸⁾は、再アテンプトの時間について告知されねばならない。

競技会の最終ラウンドでは、回復期間は最終選手がそのアテンプトを終えてから 20 分を越えてはならない²⁹⁾。

競技会のいずれのラウンドであれ、再アテンプトが最後の選手の後に行われる場合、テクニカル・インシデントを被った選手がすでにそのラウンドで 1 位となっているのであれば、その選手の再アテンプトは認められない³⁰⁾。

4. 6. 4 再アテンプト終了後、選手はそのアテンプトの中で達成した最も良い結果を記録される³¹⁾。

4. 7 成績判定

4. 7. 1 後の 4.10 の規定に基づき、墜落や IFSC ジャッジの指示によって選手がクライミングを中止したら、チーフ・ルートセッターによって規定されたルートライン上の保持またはタッチされた最高遠点のホールドで選手の成績が決定される。

4. 7. 2 各ホールドはチーフ・ルートセッターによって、競技会のラウンド開始前に指定され、ルート・ジャッジが判定に使用するルート図³²⁾に記入されたもの、または競技会のラウンド中に選手によって有効に使用されたものである。

選手がホールド（チーフ・ルートセッターが特定したもの）のないポイントにタッチしても、そのポイントは選手の成績決定には考慮されない³³⁾。

手で使用したホールドだけが計測の対象となる³⁴⁾

²⁷⁾ "a separate isolation zone"

²⁸⁾ 再アテンプトをおこなう選手だけでなく、アイソレーション・ゾーン/コール・ゾーンにいる多くの選手が、その影響を受ける可能性がある

²⁹⁾ この既定は、2004 年度に大きく改訂された。従来は、最大で 20 分だったので、選手に有利なものに変わった、と言ってよいだろう。

³⁰⁾ 従来も、こうした場合に登り直しをしていたわけではないようだ。古いところでは既に '93 年の第 5 戦（ニュールンベルグ）の女子セミアイナルで、ロビン・アーベスフィールドのアテンプト中にホールドが回転したが、他選手の記録を上回っていたので登り直しをしなかったと言う事例がある（『岩と雪』162 号）。これまでの慣例を明文化したということだろう。

³¹⁾ テクニカル・インシデントが起こったアテンプトのリザルトと再アテンプトのリザルトの内、上位の方が記録として残る。

³²⁾ 原文は "the route sketch"。

³³⁾ TOPO にないホールドは、保持すればカウントするが、タッチは認めないということである。そのために、ルートセッターはあらゆるムーブの可能性を検討しなければならない。その上で、壁の中で指定したホールド以外の使用できる可能性のあるポイントを全て排除した形でルートを作るか、あるいは有効に使用できる可能性のあるホールドは、全て TOPO に記入しておく必要がある。そうでないと混乱の原因になることがありうる。

³⁴⁾ '99 年の最大の変更点だろう。それまでは、トゥ・フックやヒール・フックでもそれが手で保持しているホールドより上であれば保持と認めて計測の対象としていた。だが、それでは、ムーブとしては行き詰まっているにも関わらず、リザルトは上位になるというケースが出てくるため、それに対処するための変更である。なお、ルーフ出口でのヒール・フックなどはプラスとして扱う。逆にいうと、こうしたポイントでは、ヒール・フックを決めるか、あるいはそれに匹敵する有効なムーブをしない限り、プラスと認められない場合がありうるようになったということでもある。

オブジェクト³⁵⁾の、クライミングに使用可能な部分だけが選手の成績を測定する際に考慮される³⁶⁾。

4.7.3 IFSC ジャッジの決定により保持されたと見なされたホールドは、タッチしただけのホールドより上位と見なされる。

- a) 保持されたホールドの高度には末尾符号 (suffix) をつけない。
- b) タッチされたホールドの高度にはマイナス (-) の末尾符号をつける。
- c) 保持され、そこからルート上を前進するための動作を起こしたホールドの高度にはプラス (+) の末尾符号をつける。³⁷⁾

選手のその明らかに差違のあるパフォーマンスを、可能な限り区別するための各ホールドへのタッチとホールドの、またホールドと”+”の区別の境界線の決定は、IFSC ジャッジの裁量による³⁸⁾。

4.7.4 スーパーファイナルで、二人もしくはそれ以上の選手がスーパーファイナルの終了時に同じ成績だった場合には、ジュリー・プレジデントはクライミングに要した時間の短い選手を、クライミングタイムの長い選手より上位に順位付けする形で、時間を順位決定に用いることを決定してよい。この決定は事前に、スーパーファイナルに参加する選手、チームマネージャー、そして一般にも告知されねばならない。³⁹⁾

4.8 ラウンド終了後の順位

4.8.1 各ラウンド終了後、4.7.3.に基づいて選手の順位が決定される。

4.8.2 複数の選手が同じリザルトで並んだ場合、先立つラウンドのリザルトを順次⁴⁰⁾考慮してカウントバックが適用される。カウントバックは、同着の選手がそのラウンドにおいて異なるルートで競技している、先立つラウンドには適用されない。⁴¹⁾

4.8.3 アフターワークによって決勝を行う競技会の主催者は 4.8.2.の規定を保留し、ファイナル・ラウンド終了後の順位決定にカウントバックを使用しないことができる。この決定は IFSC から配布されたインフォメーションに含まれねばならない。⁴²⁾。

³⁵⁾ホールド、はりぼてなどを総称してこう表現している。日本語にしにくいのでとりあえずカタカナ語表記とする。

³⁶⁾ボリュームのあるホールドなどで、保持不能部分へのタッチは認められない。

³⁷⁾ここには記されていないが、マイナス、プラスの判定はここ数年厳しくなっている。前述のように、大きなホールドなど、保持できるポイントが明確な場合は、保持できないポイントをタッチしてもカウントしない。またアンダーリングでしか使えないホールドでは、逆手でホールドの内側をタッチしないと認められない。場合によっては、ショートカットしてタッチしても、フォアランナーがそのムーブではタッチできて保持できないと認定すれば、マイナスは認められない。またプラスも、ランジではアクシスに従った方向へ跳ばないと認められない、といったことがあげられる。

³⁸⁾”It is at the IFSC Judge’s discretion to set the limit between ‘touched’ and ‘held’, and between ‘held’ and ‘+’ for each hold in order to separate competitors with markedly different performance to the extent possible.”。選手の差違の表現として、タッチ (-) とホールドとプラスしかない。これは現実のジャッジをしてみれば分かるように、選手のパフォーマンスの差違を表現するには少なすぎる。だがこれをあまり細分化しても混乱するだけだろう。その中で、選手の差違のどこを境界にするのが望ましいかを判断するのがジャッジの仕事である。それは時に運営上の都合による場合もある。例を挙げれば、あるホールドについて、ある選手 A は単純にたいただけ、選手 B は一瞬とまったかに見えたがすぐにフォール、選手 C は確実に保持という場合、もし選手 A の順位と選手 B の順位の間クォータがあった場合は、選手 B をホールドとする見なすことが可能である。だが、もし選手 B と選手 C の間クォータだったら、選手 B をタッチとすることがありうる。

³⁹⁾2006 年のリード規則最大の変更点。これに従うとなると、スーパーファイナルでは計時を厳密に行う必要がある。従来のリードの計時は、ルートタイムを越えなければそれで良かったわけで、あまり重要ではなかったが、これからはそうも言っていられなくなる。

⁴⁰⁾”the result of the successively preceding rounds” ラウンドを次々に遡ってカウントバックをおこなう、という意味と考えられる。この部分、2005 年までは丁寧に記述されていたが 2006 年に表現が簡略になって、意味が取りづらくなっている。

⁴¹⁾原文は”The countback procedure shall not be applied to an earlier round in the case where the tied competitors have competed on different routes in that round.”

2004 年度の地味だが重要な変更である。従来、異なるルートで実施したラウンドへは一切、カウントバックを適用していなかったが、同着の選手が異なるルートを登っている場合のみが適用外となる。つまり、同着の選手が同じルートを登っている場合は、カウントバックを適用する、と言うことである。

⁴²⁾とりあえず、なるべく原文に忠実に直訳したが、要するに「アフターワークで決勝をおこなった場合、同着が出てカウントバックせずにスーパーファイナルを行うことができる。ただし、その場合、事前に主催者がそれを決定し IFSC から配布されるその競技会に関するインフォメーションに、その旨が示されていなければならない。」ということのようだ。

4.8.4 予選を選手を2つ以上の異なる同難度のルートに振り分けておこなった場合、その大会の運営規定⁴³⁾に別途指定が無ければ、以降のラウンドに勝ち残れなかった選手の最終順位は、各ルートを合わせた順位に基づき決定される⁴⁴⁾。

4.8.5 もし競技会のファイナル・ラウンド終了後、カウントバックを適用しても、あるいは4.8.3.の規定にあるような場合に、1位に同着がある時、スーパーファイナルがおこなわれる。スーパーファイナルは、ファイナルと同じルートを使用しておこなっても良い⁴⁵⁾。もしスーパーファイナルでも同着があるときは、引き分けとし競技会を終了する⁴⁶⁾。

4.9 各ラウンドの定員

4.9.1 4.9は上記の4.8を併せて参照のこと。順位付けの処理は4.9が適用される前に終了していなければならない。

4.9.2 前のラウンドでルートを完登した選手数が後のラウンドの定員より少ない場合、定員枠の残りはそれに次ぐ上位の選手で埋められる。

4.9.3 セミ・ファイナルとファイナルの進出枠はそれぞれ26名と8名とする。

4.9.4 セミ・ファイナルとファイナルの進出枠を、カウントバックを適用後も同着があるために超過してしまう場合、多い方の人数の選手が競技会の次のラウンドへ進むものとする⁴⁷⁾。

4.9.5 予選ラウンドが2グループで行われる場合、次のラウンドへの定員は等分され両グループに割り当てられる。

4.10 アテンプトの終了

4.10.1 前記の4.1.5を満たすとき、その選手は完登したものと認められる。

4.10.2 選手は以下の場合、完登と認められない。

- a) 墜落した。
- b) 競技時間を超えた。
- c) 登るための使用が制限されている壁の一部、ホールド、はりぼてを登るために使用した。
- d) クライミング・ウォールにあげられているボルト・オン・ホールド取り付け用の穴を手で使用した。
- e) 登る壁の左右または上端のエッジを使用した。
- f) ハンガー（そのボルトも含め）、クイックドロを登るために使用した⁴⁸⁾。
- g) クイック・ドロへの規則に従ったクリップをおこなわなかった。

⁴³⁾ "the competition format"

⁴⁴⁾ この説明だけで具体的な作業を思い描くのは不可能だろうと思う。予選をA、Bの2ルートで競技したとして、Aルート、Bルートそれぞれで同じ順位になった選手の最終順位が同じになるようにするのだが、具体例をあげて説明しよう。

予選でA、B各ルートにそれぞれ30名参加して、各ルートから上位13名ずつが後のラウンドに進んだとする。各ルートの予選に通れなかった選手は17名ずつ34名。この中で一番順位が上の選手はAルート、Bルートとも14位になる。この14位の選手の総合順位はともに、セミ・ファイナル進出者の人数+1で27位になる。以下、15位は総合29位、16位は総合31位となる。

片方のルートに同順位が複数いた場合-例えば、17位がAルートに2名、Bルートに1名いた場合は、この3人は総合33位になる。この次の総合順位は36位だが、これはBルートの18位に割り当てられる。こういった作業を延々とやって行くわけである。無論、通常はコンピュータで計算するが、選手登録後に突然棄権した選手があって、2ルートの人数差が2名以上になると手動で補正しなければならない。

⁴⁵⁾ 2006年の改訂。スーパーファイナルで競技会の終了がむやみに長引くことへの対策だろう

⁴⁶⁾ 4.7.3の規定で、選手のクライミング時間を考慮できるようになっているため、これはそれをおこなわなかった場合、または時間で差がつかなくなった場合の規定となる。

⁴⁷⁾ 要は全員通過である。これまででは、人数によって、切れるポイントの上をとるか下を取るかが変わってきたり（これをフローティングクォータと呼んだ）、場合によっては下で切っても良かったりと、色々変わってきていたが、05年改訂ですっきりと単純化された。原文は "this higher number of competitors shall qualify for the next round of the competition". "higher" という表現は、フローティング・クォータがあった時の文言が残っているためか？

⁴⁸⁾ 05年改訂で、ボルトが使用禁止になったが、07年にハンガーを固定するボルトに限定して禁止となった。

- h) スタート後、体の一部が地面に触れた。
- i) 何らかの人工的補助手段を用いた。

4. 10. 3 4.10.2の b)~ i) に関する違反行為があった場合、IFSC ジャッジはクライマーに登るのを止めるよう指示し、その違反が発生するまでの最高点が計測されなければならない。

クライマーまたはチームマネージャーはこの決定に対し直ちに抗議することができる。抗議が行われた場合、選手は別に設けられたアイソレーション・ゾーンに隔離される。抗議はセクション 12 に規定される手続きに従って行われねばならず、条件の許す限り早く審判団は判断を下さねばならない⁴⁹⁾。抗議が認められれば、選手は再アテンプトをすることができる。選手は 4.6.3 に定めるテクニカル・インシデント後の選手の回復についての規定に準じた条件の休憩が認められる。再アテンプト終了後、選手はそのアテンプトの中で達成した最も良い結果を記録される。

4. 11 ビデオ記録の使用

4. 11. 1 IFSC ジャッジが、成績決定前に選手のアテンプトのビデオ記録の検討が適切と考える場合、IFSC ジャッジは規則に従って選手がそのアテンプトを完遂するのを認めねばならない。そのアテンプト終了後直ちに、選手は IFSC ジャッジからそのラウンドの順位はラウンドの終了後のビデオ記録の検査の後の確認の対象となる旨を告げられねばならない⁵⁰⁾。

4. 11. 2 公式ビデオ記録はジャッジによって、高度計測での”ホールド / タッチ”と、各ラウンド後の選手順位の確定に用いられる。

⁴⁹⁾原文は”shall be acted upon as early as circumstances allow by the appeals jury”。最後の”the appeals jury”は、抗議を担当する(した)審判団の意味か? ”appeals”は不要と思うが.....

⁵⁰⁾やや婉曲な書き方だが、要するに選手からの抗議にともなう手続きをシンプルにするとともに、ミスジャッジの可能性を極力排除するための規定である。

選手のアテンプトにストップをかけた場合、当然選手からの即時の抗議が予想される。仮に判定が謝っていた場合、これは重大なテクニカル・インシデントとなり、競技の進行を大幅に遅らせることになる。ラウンド終了後のビデオ確認を待っての判断であれば、ミスジャッジの可能性は低くなるし、選手の抗議も時間的に一本化されて対応しやすい。何より、テクニカル・インシデントだけは起こる心配がない。一般に、選手の行為が 100%絶対でない限り、選手のアテンプトを止めてはならない。とりあえず競技を進行させ、ビデオを確認した上で判断する。そのかわり、アテンプト終了時に選手にその旨を通告しておくということである。

5. ボルダリング

5.1 概説

5.1.1 この規則はセクション 3 の一般規則を併せて参照すること。

5.1.2 ボルダリング競技はボルダーと呼ばれる一連の短いルートから構成される。全てのボルダーはロープなしで登られねばならない。各ボルダーのハンドホールドの最大数は 12 個、一つのラウンドの各ボルダーのハンドホールド数の平均は 4 個から 8 個としなければならない。

5.1.3 全てのボルダーは着地用マットで安全確保されねばならない。主催者の用意したマットの配置、及び利用できるマットに合わせてボルダーの数と性格を決定する¹⁾のは、チーフ・ルートセッターの責任である。もしマットを結合するときは、隙間は選手がその隙間に落ちることがないように、覆わなければならない。

5.1.4 ボルダリング競技は、予選²⁾、セミファイナル・ラウンド、ファイナル・ラウンドと言う 3 つのラウンドから構成される。

やむを得ない場合、ジュリー・プレジデントはラウンドの一つを省略することができる。あるラウンドが省略された場合は、先立つラウンドの成績が最終成績として扱われる。³⁾

5.1.5 セミファイナル・ラウンドとファイナル・ラウンドは同じ日に実施される。セミファイナル・ラウンドの終了からファイナル・ラウンドの開始までの間には最低 2 時間を置かねばならない。アイソレーションのクローズ時刻は、ファイナルラウンド開始の最大で 1 時間前とする。

5.1.6 予選ラウンドのボルダー数は、6 とする。セミファイナル・ラウンドとファイナル・ラウンドのボルダー数は 4 とする。

予選ラウンドのボルダー数は、ジュリー・プレジデントの判断で減じることができる。

5.1.7 安全上、ボルダーはクライマーの体の最も下の部位が着地マットから 3m 以上にならないように設定されるものとする。

5.1.8 安全上、下方向へのジャンプは設定してはならない。

5.1.9 各ボルダー担当の審判員はボルダー・ジャッジ 1 名とアシスタント 1 名とする。ボルダー・ジャッジは国内ジャッジでなければならない⁴⁾。

5.1.10 各ボルダーにはあらかじめ設定された、そこからアテンプトを開始するスターティング・ポジションがなければならない。それは少なくとも二つの定められた両手の位置と、定められマーキングされた片足または両足の位置を含めることができる。これらのスターティング・ポジションは、はっきりとマーキングされなければならない。このマーキングは全てのボルダーで統一しなければならない。これらの色は、ボーナス・ホールドや 3.2.2 で定めた使用限定を表す色とは異なるものでなければならない。チーフ・ルートセッターの判断で、スターティングホールドに左右の別を示すことができる。

¹⁾原文は”adjust the number and character of the problems to the mats available.”。多分こういう意味だと思う。ボルダーが用意されたマットに制約されると言うことは考えられるのではないかと思う。

²⁾原文は”qualification”

³⁾リード規則の 4.1.6 後段の脚注 (P.17) を参照。

⁴⁾「国内」以上”のジャッジ資格保有者」の意味と思われる。

5. 1. 11 一つのボーナス・ポイント⁵⁾が、ボルダール中の特定のホールドの保持によって認定される。このホールドの設定はそのボルダールのルートセッターの判断による。このホールドは、はっきりとマーキングされねばならず、このマーキングは全てのボルダールで統一しなければならない。使用される色はスターティング及び終了ホールドそして3.2.2で定めた使用限定を表す色に使われるものとは異なるものでなければならない。またボーナスポイントは、クライマーがそのホールドを使わずに完登した場合も与えられる。

5. 1. 12 最終ホールドはスターティング・ホールドと同色を使ってはっきりとマーキングされねばならない。また場合によっては、ボルダールの上に立ち上がることで、ボルダールの完登とすることができる。

5. 1. 13 5.1.10、5.1.11、5.1.12で使われるマーキングは、競技会の全期間を通して統一しなければならない。また凡例をアイソレーション・ゾーンの練習課題に設定しておかなければならない。

5. 1. 14 観客のために、全てのボルダールは壇上に設置しなければならない。少なくとも予選ラウンドの後半の4ボルダールと、セミファイナル・ラウンドとファイナル・ラウンドの全てのボルダールは、競技場内のどこからでも見えるように並べなければならない。⁶⁾

5. 1. 15 ファイナル・ラウンドは男女それぞれのカテゴリを同時におこなう。⁷⁾

5. 2 オブザベーション

5. 2. 1 各ボルダールに割り当てられた競技時間は、オブザベーションも含めたものであり、競技前のオブザベーションはおこなわない。⁸⁾

5. 2. 2 選手はオブザベーションを、定められたオブザベーション・ゾーン内でおこなわなければならない。クライミング・ウォールに登ること⁹⁾や、道具や家具類の上に立つことは許されない。選手は、いかなる方法によっても、オブザベーション・エリア外の何人とも連絡をとってはならない。質問はジュリー・プレジデント、IFSC ジャッジ、そのボルダール担当のルートジャッジとアシスタントに対してのみ認められる。オブザベーション中に、スターティングホールド以外のホールドに手や足で触れること、チョークをつけることやティックマーク¹⁰⁾を付け加えることも含め)は、そのボルダールのアテンプト1回としてカウントされる¹¹⁾。

5. 3 競技中

5. 3. 1 予選ラウンドとセミファイナル・ラウンドでは選手は、決められた競技順にボルダールでのアテンプトをおこなう。それぞれのボルダールを終えた後、クライマーは割り当てられた6分間のローテーション・ピリオドと呼ばれる競技時間¹²⁾と同じだけの休憩時間が与えられる。ジュリー・プレジデントはラウンド開始前に各ラウンドで使用するボルダールの数と順番を公表しなければならない。各ボルダールには、クライマーがそこからボルダールを見ることができ、また安全マットをその範囲に含む明確に示されたエリアを含まなければ¹³⁾ならない。

⁵⁾”One bonus point”と、一つであることを強調した表現になっている。またボーナスポイントは、'99年版ではゾーン・ポイントと呼んでいた

⁶⁾2003年に加わった規定。

⁷⁾The final round shall be run simultaneously for both the men and women categories.

⁸⁾原文は”No separate observation period is allowed as the observation period is part of the allocated time for the problem-routes.”。意味がとりにくいが、こうとしか読めないと思う。ボルダリング競技では、アテンプト以外の地上にいる期間は、全てオブザベーションということだ。

⁹⁾厳密に言えば、登ればアテンプトを1回行ったものとしてカウントされる、ということだろう。

¹⁰⁾ルートセッターが、オブザベーション時にはわかりにくいホールドの有効な場所を明示したり、ルーフ上の見えないホールドの位置を示すためにルーフ下に付けたりするチョークによるマーキングのこと。

¹¹⁾従来、これはイエローカードの対象だったが、05年に変更された。この変更で、これらの行為を戦略的に行うことが可能となったわけである。また05年には、壁に触れることも含まれていたが、06年にはホールドに限定された。

¹²⁾この競技時間は2006年に6分間に固定となった。

¹³⁾原文は”Each problem include...”なのでこう訳したが、ボルダールがエリアをincludeするというのはおかしいような気がする。

5.3.2 ローテーション・ピリオド終了時には登っている選手は登のをやめ、休憩エリアに入らなければならない。このエリアでは、いずれのボルダーのオブザベーションも認められない。その休憩時間の終了した選手は、次のボルダーに移動しなければならない。

5.3.3 ファイナル・ラウンドでは、各ボルダーで全ての選手が競技順に従ってアテンプトをおこなう¹⁴⁾。

5.3.4 ファイナル・ラウンドでのローテーション・ピリオドは6分間とする。6分間経過以前にそのアテンプトを終えた選手は、トランジットエリア内の第2アイソレーション¹⁵⁾に戻り、次の選手が直ちにそのローテーション・ピリオドを開始する。トランジット・エリア¹⁶⁾では、ウォームアップ用の設備¹⁷⁾が利用できなければならない。

5.3.5 ファイナル・ラウンドでは、全選手が最初のボルダーでのアテンプトを終了したら、第2のボルダーに移動する。残る2つのボルダーも同じやり方に従っておこなう。

5.3.6 選手はスタートする前に、マークされた手及び足用のホールドに手足を置いてから登り始めなければならない¹⁸⁾。定められたスターティングポジションに入るための全ての試みは、いかなる部分にせよ選手の体の一部が地面に触れた場合は1回のアテンプトに数えられる。¹⁹⁾

5.3.7 予選とセミファイナルの各ローテーション・ピリオドの始め(と終わり)は大きく明瞭な合図²⁰⁾で報されねばならない。残り時間が1分になった時、別の合図でそれが報されねばならない。

5.3.8 全てのホールドはボルダー・ジャッジまたはアシスタントにより、選手がそのボルダーの最初のアテンプト開始前にクリーニングされねばならない。また選手は、いずれのアテンプト開始前でもホールドのクリーニングを要求することができる。選手は地面から届くところのホールドをブラシまたはそのほかの道具類でクリーニングすることができる。使用できるブラシまたはその他の道具類は、主催者が用意したものに限られ、全てのボルダーに用意されていなければならない。

5.4 アテンプトの終了

5.4.1 アテンプトは、最終ホールドを両手で保持し、ボルダー・ジャッジが「OK」と通告した時、完登とみなされる。

5.1.12に従い、立ちあがった状態でボルダーの完登が成立する場合には、選手が指定された立ち位置²¹⁾に立ち上がり、ボルダー・ジャッジが「OK」といった時、完登とみなされる。

¹⁴⁾原文では最後に”before moving on to the next problem”と続くが、下手に訳出すると誤解を招くのであえて略した。

¹⁵⁾”separate isolation” 競技前に入るアイソレーションとは別のアイソレーション

¹⁶⁾この”transit”も以前からある用語だが、今ひとつ定義が曖昧。競技前に入るアイソレーションと競技エリアの間にある場所(アイソレーションから競技エリアへの通路など)を総称するようだ。またコール・ゾーンもトランジットに含めて考えられると思う。いずれにせよこのあたりの用語は、厳密に区別して定義/使用されてはいような節がある気がする。

¹⁷⁾”warm-up facilities”なので、壁である必要はない、と解釈できる。

¹⁸⁾原文は”A competitor must start from the marked hand and foot holds before climbing on.”で疑問のある表現。

¹⁹⁾07年の重要な変更。従来のルールの不備を補うものである。

これまでのルールでは、アテンプトのスターティングポジションとして両手両足を指定することを認めながら、一方でアテンプトの開始をリードと同様に体の全てが地面から離れた時と定義していた。これでは、シットイングスタート以外では両手両足ともスターティングポジションとして指定することはできない。もしスタンディングスタートで指定したら、スターティングポジション＝アテンプトを開始するポジションなのだから、片足が空中にある間は、地面から体の全てが離れていながら、スターティングポジションにないという矛盾した状態になってしまうからである。そうすると、スターティングポジションに入る動作に失敗した場合、それを1アテンプトに数えるのは難しい。もしカウントすれば選手は、スターティングポジションに入っていないのだから、アテンプトは始まっていない、と主張できる。

だが現実には、こうした矛盾を抱えたままでスタンディングポジションで両手両足を指定する形で競技が行われていた。この改定では、あくまでアテンプトの開始は全てのスターティングホールドに手足の全てを置いた状態からおこなうことを前提に、そのポジションに入ることによって失敗した場合も1アテンプトにカウントすることでこの矛盾を解決したものである。

だが今回、体の全てが地面から離れることでアテンプトの開始とする文言が削られたが、これは削るべきではなかったのではないかな。なぜなら、シットイングスタートや片足のみがスターティングホールド指定の場合のアテンプト開始が宙に浮いてしまうからである。つまり、指定されたスターティングポジションに手足の全てが置かれた状態で体の全てが地面から離れる事の二つが満たされることをアテンプトの開始と定義した上で、今回の規定を加える必要があると言うことである。

²⁰⁾”signal”

²¹⁾the specified standing position

5. 4. 2 アテンプトは、地面に戻った時、あるいはローテーション・タイムが終わったときに終了となる。²²⁾

5. 4. 3 選手が 3.2.2 に規定する使用限定に違反した時、中止となる²³⁾。

5. 5 テクニカル・インシデント

5. 5. 1 ボルダリング競技におけるテクニカル・インシデントとは以下のようなものである。

- a) ホールドの破損または緩み。
- b) その他、選手の動作の結果ではないところのことがらが、選手に不利または有利にはたらいた。

5. 5. 2 予選、及びセミファイナル・ラウンドで、確認されたホールドの破損や緩みによるテクニカル・インシデントが当該ローテーション・ピリオドの終了前に修復された場合、被害選手²⁴⁾はそのアテンプトを継続するかどうかを申し出る機会を与えられる。もし選手が継続を望めば、テクニカル・インシデントは終了し、以後、それ以上の申し立ては認められない。選手が、その当該ローテーション・ピリオド内での継続を選ばない場合、選手はそのアテンプトをラウンド終了後に継続しておこなうことになる。この場合、ジューリ・プレジデントは、その選手が、そのアテンプトを継続するのに認められる時間設定を決定する。²⁵⁾選手は 2 分を最低として、インシデントが生じた時の残り時間が認められる。

5. 5. 3 予選、及びセミファイナル・ラウンドで、修復がローテーション・タイムの終わる前に完了しなかった時、ローテーション・タイム終了の合図の時点で、そのラウンドはインシデントを被った選手、及びそれ以前のボルダーにいた全ての選手について停止される。それ以外の全ての選手はラウンドを継続する。修復後、インシデントの被害者の選手は、ローテーション・タイムの中で、2 分間を最低として²⁶⁾、インシデント発生時の残り時間を保証される。この後、全クライマーに対する合図をもって競技会は再開される。

5. 5. 4 テクニカル・インシデントが決勝ラウンドで発生した場合、テクニカル・インシデントを被った選手はトランジット・ゾーン内の別のアイソレーション²⁷⁾に戻り、修復を待たねばならない。修復完了時に、選手はそのアテンプトを再開する。選手は 2 分を最低として、テクニカル・インシデント発生時の残り時間を認められる。

5. 5. 5 テクニカル・インシデントが発生した場合、テクニカル・インシデントを被った選手の、テクニカル・インシデントが発生したアテンプトの後の、その同じボルダーにおける最初のアテンプトは、そのアテンプト²⁸⁾の継続と見なされる²⁹⁾。

5. 6 各ラウンド後の順位

5. 6. 1 競技会の各ラウンド後、選手は以下の基準³⁰⁾で順位付けされる。³¹⁾

²²⁾この要件は、リードとは異なっている。リードでは体の一部が地面に触れただけでアテンプトは終了となるが、ボルダーでは”return”と明記されている。これは、例えば足がマットを掠めただけでは、アテンプト終了とはならないと解釈できる。ボルダーでは低い位置で大きく振られるようなムーブが出てくることがありうる。大柄な選手にとって、かなり不利になることがあり得るし、そうしたムーブを制限すると、セッターもやりにくくなることが考えられる。そうしたことから、こうした規定になっていると考えられる。

²³⁾中止になるのはそのアテンプトであって、残りのローテーション・タイム中に、さらにアテンプトを行うことはできる。

²⁴⁾competitor involved

²⁵⁾原文は”In this case, the Jury President will decide when a break shall be made to allow the competitor to continue his/her attempts.”

²⁶⁾残り時間が 2 分を切っていた場合は、2 分が与えられる。

²⁷⁾原文は”separate isolation”で、ファイナルでそのアテンプトを終了した選手のアイソレーションと同じ表現をしているが、アテンプトを終えた選手と同じアイソレーションと言うわけには行かないだろう。

²⁸⁾テクニカル・インシデントで中断されたアテンプト。

²⁹⁾ボルダリング競技の場合、完登もしくは、ボーナス・ポイントに達するまでのアテンプト数が少ない方が上位になる。従って、テクニカル・インシデントで中断されたアテンプトと、再開後のアテンプトをともに 1 回にカウントしたら、その選手は不利になってしまう。そうならないために、例えば、テクニカル・インシデントが 2 アテンプト目で発生し、再開後の最初のアテンプトで完登した場合、完登までのアテンプト数は 2 回とカウントするということである。また、ボーナスポイント保持以後にアテンプトが発生し、再アテンプト時には、ボーナスポイントまで達することができなかったとしても、そのアテンプトでのボーナスポイントが認められる。

³⁰⁾”criteria”

³¹⁾理想的には、各ボルダーについて 1/3 がボーナス・ポイントの下、1/3 がボーナス・ポイントまで、1/3 が完登となる設定がベストとのことである。

- a) 完登したボルダーク数。
- b) 完登までのアテンプト数の合計。
- c) ボーナス・ポイントの数。
- d) ボーナス・ポイントに到達するまでのアテンプト数の合計。³²⁾

5.6.2 同着がある場合、順次先行するラウンドにさかのぼって、カウントバックを適用する。カウントバックは、同着の選手がそのラウンドにおいて異なるグループで競技している、先立つラウンドには適用されない。

5.6.3 カウントバックを適用後もファイナル・ラウンドで第1位に同着がある時、一つのボルダークでスーパーファイナルをおこなう。それぞれの同着の選手はファイナルと同じ順番で、ただ1回のアテンプトのみおこなう。競技時間は、チーフ・ルートセッターとの協議によりあらかじめ設定され、アテンプトは40秒が経過する前に始められなければならない。各選手の競技結果は、リード競技規則の4.7.1、4.7.2、4.7.3にしたがって判定される。そのアテンプト後、選手は順位付けされる。複数が完登した場合、引き分けとなり最終順位が公表される。完登がなく1位に同着があった場合、1位の選手は同じ手続きに従い、決着がつくまで最大6回のアテンプトをおこなう。6回のアテンプトの後、同着があった場合は引き分けとなる。

5.7 各ラウンドの定員

5.7.1 5.7は5.6節を併せて参照のこと。順位付けは5.7節が適用される前に終了していなければならない。

5.7.2 競技会の先行するラウンドでボルダークを完登した選手数が後のラウンドの定員を下回る場合は、定員の残りはそれに次ぐ上位の選手で埋める。³³⁾

5.7.3 セミファイナル・ラウンドの定員は20名、ファイナル・ラウンドは6名とする。カウントバック適用後も同着があるために、セミファイナル・ラウンドまたはファイナル・ラウンドの定員を超過した場合、多い方の人数の選手が(次の)ラウンドに進むものとする。

5.7.4 予選ラウンドが2グループで行われる場合、次のラウンドへの定員は等分され両グループに割り当てられる。

5.8 抗議手続きとビデオ記録の使用

5.8.1 選手のアテンプトの公式ビデオ記録が作製され、抗議担当ジャッジが公式抗議を判定するのに使用される。

³²⁾したがって、ジャッジ・ペーパーには、完登までと、ボーナス・ポイントの通過/保持までに要したそれぞれのアテンプト数が記入される。

³³⁾この部分はリードの表現そのままだが、ボルダークの場合、これでいいのか?とってしまう。

6. スピード

6.1 概説

6.1.1 この規則はセクション3の一般規則を併せて参照すること。

6.1.2 スピード競技会は、通常予選ラウンドとファイナル・ラウンドからなる。

6.1.3 スピード競技会は、以下のいずれかで行われる：

- a) 同じ長さで、類似した形状¹⁾と難度の2本のルート(フォーマットA)
- b) それぞれ異なる長さ、形状、構成、難度の4本の並置されたルート(フォーマットB)

6.1.4 推奨されるルートの高さは、12~20m以内、前傾度は張り出し5m以内。ルートがルーフを含む場合、張り出しは1m以内が望ましい。

6.2 安全性

6.2.1 全てのルートは、下方から操作されたトップロープで安全確保されて登られなければならない。使用するロープは、UIAA公認のシングルロープとする。

6.2.2 トップロープは、二つの独立した支点²⁾を通さなければならない。それぞれはスリングと製造者の支持に従って閉じられたマイロン・ラピッドで支点到確保された1枚の安全環付カラビナからなる。

6.2.3 最後の確保支点は、計時装置またはルートの終了シグナルのスイッチより上にななければならない

6.2.4 確保支点が、選手のアテンプト中、その補助や妨害になったり、また危険をもたらすようなことがあってはならない。

6.2.5 クライミングロープは各選手のハーネスに次のいずれかによって結束される。

- a) 認められた結び方で(直接)結ぶ。
- b) あらかじめ認められた結び方で結んだロープを、横向き加重やゲートからはずれる可能性を最小限にしたタイプの安全環付きカラビナ³⁾または二つの安全環付きカラビナを互い違いに使ったもので、ハーネスに取り付ける。

6.2.6 各ロープは2名のプレイヤーによって操作されねばならない⁴⁾。プレイヤーは壁の基部の、クライミング中に発生しうる、ホールドやその他の器具の落下による事故を未然に避けられる場所に位置しなければならない。

プレイヤーは選手が登っている間、選手の進行状態に十分に注意を払って以下のことを守らなければならない。

- a) ロープをむやみにタイトにしたり緩めたりして、選手の動作を妨げることがないようにする。
- b) 全ての墜落は安全に停止させねばならない。
- c) 選手を必要以上に長く墜落させてはならない。
- d) 墜落した選手が壁が重なった部分のエッジや、その他クライミング・ウォールのいかなる部分によっても負傷することがないように十分な注意を払わねばならない。

¹⁾原文は"similar profile"なので、壁の側面から見た形状を指すものと思う。

²⁾原文は"separate protection points"。

³⁾カラビナのデザインのことを言っているようだが、具体的にどのようなものかは不明。

⁴⁾1名が確保器具をつけて普通に確保し、もう1名はひたすら選手の動きに遅れぬようにロープをたぐる。

6.2.7 完登後または墜落した後、選手は地面へローダウンしなければならない。選手が地面にあるものに接触しないように、十分な注意が払われなければならない。

6.2.8 全ての不要な用具類(カラビナ、クイック・ドロウ、ハンガーなど)はルート上から取り除かれていなければならない。

6.2.9 ルートは選手がお互いに、妨害したり、過度に気をとられたりすることのないように設定されなければならない。もしルートのラインが垂直でないときは、反対方向へ向けてそれるように設定しなければならない⁵⁾

6.3 ルート・タイムの計時

6.3.1 クライミング・タイムは機械的電氣的、または手動のいずれかで計時される。

6.3.2 機械的電氣的計時を利用する場合、計時システムの制御スイッチは0.01秒の精度を持たねばならない。もしこの計時システムが、いかなるアテンプト中であれうまく作動しなければ、そのヒートの両方の/全ての選手からのテクニカル・インシデント申し立ての対象となる。手動による計時結果はこの場合、成績決定に使用してはならない⁶⁾。

6.3.3 手動計時を利用する場合、各ルートはスイッチで操作される赤いインジケータ・ランプと、可能なら音響信号を備えねばならない。各ルートはジャッジと、それぞれがストップ・ウォッチを操作する2人のアシスタントによって計時される。アテンプトをおこなうそれぞれの選手の完登時間は、計時エラーを排除するために、2台のストップウォッチの記録の相加平均をとってIFSCジャッジにより記録される⁷⁾。

6.4 ルートの完登

6.4.1 選手が規則に従って登り、計時スイッチをその手で叩いたとき完登と見なされる。

6.4.2 選手は次の場合、ルートを完登したものと見なされない。

- a) 墜落した。
- b) 3.2.2に従って使用制限された(壁の)一部分、ホールド、はりぼてを使用した。
- c) 壁の両サイドと上のエッジを使用した。
- d) スタート後、体の一部が地面に触れた。
- e) 人工登攀を行った。

6.5 リザルトの提示

6.5.1 競技会の各ラウンドにおける各選手の順位、タイムの速報⁸⁾はリザルト決定後、観客とコーチに対し、提供されねばならない。

- a) 電光掲示(ボードまたはスクリーン)
- b) a)が不可能な場合は公式の競技会用掲示板。

6.5.2 最終リザルトでは、全てのラウンドの全てのルートにおける選手の所要時間を公表(報告)しなければならない。

⁵⁾わかりにくい回しだが、要するに直上していない場合は、片方が右上ならもう一方は左上させる、ということだと想像する。

⁶⁾ここは、かなり意識した。原文は"Manual timing shall then not be used to determine the result of the attempt."である。

⁷⁾原文は"Each route shall be timed by a judge and two assistants, operating a stopwatch each. The time of each competitor for completing his/her attempt shall be recorded by the IFSC Judge taking into account the average of the stop watches, and eliminating obvious spurious timing errors."

⁸⁾原文は"Information on the preliminary ranking place and climbing times of each competitor in each round of the competition".

6.6 競技順と順位 - フォーマット A

6.6.1 予選ラウンドの競技順はその時点の世界ランキングの逆順とする。ランク外の選手は、そのラウンドの最初に⁹⁾無作為順で競技する。

6.6.2 予選とファイナル・ラウンドを同日中におこなう場合、両ラウンドのルートは同じものを使用する。予選とファイナル・ラウンドを別の日におこなう場合、各ラウンドのルートは多少異なる¹⁰⁾ものにする。選手はそのことを前もって通知されねばならない。

6.6.3 各選手は、まず1ルートを登り、完登した後、2ルートへ進む。

6.6.4 各選手は両ルートの合計所要時間で順位付けされる。

6.6.5 もし選手が予選ルートの本一のルートで完登できなかつたら、そこで敗退¹¹⁾となる。

6.6.6 ファイナルラウンドの選手数

- a) 予選ラウンドの完登選手が16人以上であれば、16選手がファイナル・ラウンドに進む。
- b) 予選ラウンドの完登選手が16人未満であれば、8選手がファイナル・ラウンドに進む。
- c) 予選ラウンドの完登選手が8人未満であれば、4選手がファイナル・ラウンドに進む。
- d) 予選ラウンドの完登選手が4人未満であれば、4選手がファイナルに進めるまで予選をやりなおす。

ファイナル・ラウンドは、以下のステージからなる：

8th・ファイナル、クォーター・ファイナル、そして常に行われるものとしてセミ・ファイナルとファイナル¹²⁾。

6.6.7 ファイナル・ラウンドは両ルートの合計時間で競う、勝ち抜き戦("knock-out" 方式)でおこなう。

エイト(1/8)・ファイナル(9位から16位)とクォーター・ファイナル(5位から8位)での敗者の最終リザルトはそのヒート¹³⁾のタイムによって決定する。

6.6.8 ファイナル・ラウンドの最初のステージ¹⁴⁾の組み合わせと競技順は、予選ラウンドの最終順位に従って以下のように設定される。

その1) 選手16名の場合

対戦番号	選手順位	対	選手順位
1	1位		16位
2	8位		9位
3	4位		13位
4	5位		12位
5	2位		15位
6	7位		10位
7	3位		14位
8	6位		11位

⁹⁾ スピードではこの点の変更は無いようだ。

¹⁰⁾ 原文は "slightly different"。

¹¹⁾ 原文は "eliminate"。これはリードの "stop" とも、罰則規定という失格 ("disqualify") とも違う概念。"eliminate" の場合、記録はゼロとして扱われる。ここがリードの "stop" との違い。失格ではないので順位は出るが、記録がゼロなので、順位は各ラウンド、各セットにおける最下位となる。

¹²⁾ 原文はそれぞれ "eighth final"、"quarter final"、"semi final"、"final"。

¹³⁾ 敗者となったヒート。

¹⁴⁾ ここでいう「ステージ」("stage") は、ファイナル・ラウンドの中のクォーター・ファイナル (quarter final) なりセミ・ファイナル (semi final) なりを指す。このステージ中の個々の対戦はヒート ("heat") と呼ばれる。

その2) 選手8名の場合

対戦番号	選手順位	対	選手順位
1	1位		8位
2	4位		5位
3	2位		7位
4	3位		6位

その3) 選手4名の場合

対戦番号	選手順位	対	選手順位
1	1位		4位
2	2位		3位

ファイナル・ラウンドの各ステージの競技順は後に示す図1(P.34)による。

6.6.9 ファイナル・ラウンドで完登しなかった場合：

- a) ファイナルラウンドのヒートで、いずれかのルートを完登できなかった選手は、そこで敗退となり、もう一人の選手がその対戦の勝者となる。両方の選手がいずれかのルートを完登できなかった場合は、速やかに勝者が決するまで再試合を行なわなければならない。
- b) 3位/4位決定戦は必ず実施し、勝者を決定しなければならない。

6.6.10 同着の選手の扱い

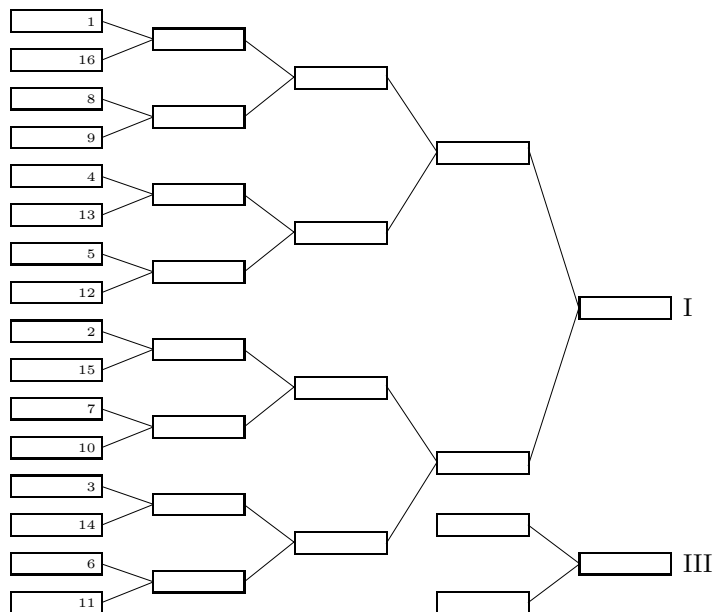
- a) 予ファイナル・ラウンドへの進出ライン上同着の選手がいて、予選通過選手数が6.6.6.に定める定員を越えている場合、これら同着の選手は決勝に進出できない。その選手の順位は同順位とする。
- b) 予選ラウンドで2名以上の同着の選手がファイナル・ラウンドへの進出者の中にいれば、それらの選手の競技順は無作為に決定する。¹⁵⁾
- c) 2名の選手がファイナル・ラウンドのセミ・ファイナルかファイナルのステージで同着となったら、その2名で決定戦¹⁶⁾をおこなう。
- d) ファイナル・ラウンドの上記以外のステージで同着があったら、勝者はファイナル・ラウンドの先立つステージの結果によって、もしそれがファイナル・ラウンドの最初のステージの場合は、予選ラウンドのリザルトで勝者を決定する。

¹⁵⁾原文は”When two or more competitors are tied in the qualification round for any other place in the final round than the last, they shall be separated at random for placement in the starting order;”この” in the final round than the last”の解釈が不明。

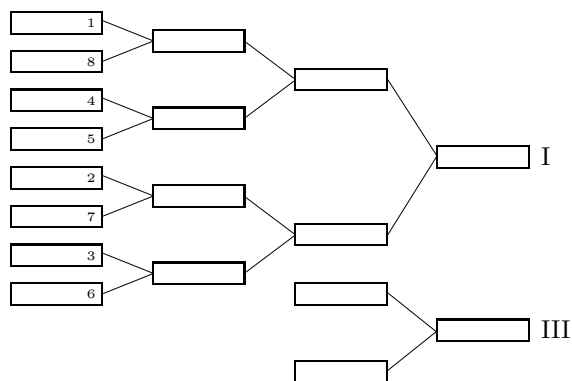
¹⁶⁾原文は”additional elimination heat(s)”。

図 1：選手が 16 名、8 名、4 名の場合それぞれのファイナルラウンドの各ステージでの競技順
(ローマ数字は選手の最終順位を示す)

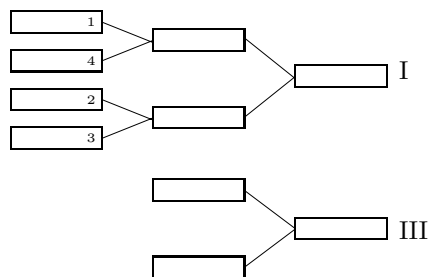
選手 16 名の場合



選手 8 名の場合



選手 4 名の場合



枠の中の順位が上位の選手がルート 1 でスタートする。

6.7 競技順と順位 - フォーマット B

6.7.1 予選とファイナル・ラウンドは、(複数の)ヒートで行われる。ヒート数は下の表のように選手数で決定される。

選手数	ヒート数
1-4	1
5-8	2
9-12	3
13-16	4
17-20	5
21-24	6
etc.	etc.

各ヒートの選手数は、ヒート間で可能な限り均等になるように配分され、各ヒートは最低 2 名の選手によって成り立つものとする。

あるカテゴリの選手が 4 名もしくはそれより少ない場合は、予選ラウンドは行わない。

6. 7. 2 予選ラウンドの競技順は、以下の手順で作成される。

- a) 選手の配分リスト¹⁷⁾をその時点の各選手の世界ランキングの順位に基づいて作成し、ランク外の選手はリストの後半に無作為に追加する。
- b) 選手は、下の選手数 17 名の例のように、配分リストの順に、ジグザグに各ヒートに割り当てられ、ヒートを行う順番が作成される。

ヒート	配分順			
A	1	10	11	
B	2	9	12	
C	3	8	13	
D	4	7	14	17
E	5	6	15	16

6. 7. 3 ファイナル・ラウンドへの進出選手数：

- a) 参加選手数¹⁸⁾が、16 名以上ならば、16 名がファイナル・ラウンドに進出する。
- b) 参加選手数が、8 名から 15 名ならば、8 名がファイナル・ラウンドに進出する。
- c) 参加選手数が、5 名から 7 名ならば、4 名がファイナル・ラウンドに進出する。

6. 7. 4 予選ラウンドの各ヒートの勝者は、全て決勝に進出する。決勝ラウンド進出者の残りは、残りの選手の中でクライミングタイムの少なかった者である。決勝ラウンドへの進出ライン上に 2 名以上の選手が同着でいた場合、1 回もしくは数回の決定戦を、同着の選手間の決着がつくまで行う。

予選ラウンドが 16 ヒート以上ある場合は、より良いタイムを出した選手が決勝に進出するものとする。

6. 7. 5 もし選手が予選予選ラウンドのルートで完登できなかつたら、そこで敗退となり、成績は最下位となる。

6. 7. 6 ファイナル・ラウンドは以下のステージから構成される：

クォーター・ファイナル、セミ・ファイナル、ファイナル（必ず実施）。各ステージは選手数に応じて、6.7.1 で示された 1 つもしくはいくつかのヒートから構成される。

¹⁷⁾原文は“seeding list”

¹⁸⁾“number of registered competitors”

6. 7. 7 ファイナル・ラウンドの最初のステージの競技順は、以下の手順で作成される：

- a) 全ヒートの勝者を予選ラウンドの成績をもとに、クライミングタイムの少ない者が上になるように順に並べ、その後に残りの進出者を予選ラウンドの成績順に置いて、選手の配分リストを作成する。
- b) 選手は、下の方法で、配分リストの順にジグザグに各ヒートに割り当てられる。

選手 16 名 / クォーター・ファイナル・ステージ

ヒート	予選順位			
A	1	8	9	16
B	2	7	10	15
C	3	6	11	14
D	4	5	12	13

選手 8 名 / セミ・ファイナル・ステージ

ヒート	予選順位			
A	1	4	5	8
B	2	3	6	7

選手 4 名 / ファイナル・ステージ

ヒート	予選順位			
A	1	2	3	4

予選ラウンドで選手がルートを完登できず、上の表にあるよりも少ない人数しか決勝に進出しないことがある。それでも、進出した選手についての競技順作成手順は変更されない。

6. 7. 8 各ヒートで、より少ないクライミングタイムで完登した 2 名が、決勝ラウンドの続くステージに進出する。残りの選手は、ファイナルラウンドのそのステージの成績で順位が決定される。

6. 7. 9 セミ・ファイナルでは、クォーター・ファイナル・ステージのヒート A からセミ・ファイナル・ステージに進出した選手は、ヒート D から進出した選手と対戦¹⁹⁾、ヒート B から進出した選手は、ヒート C から進出した選手と対戦する。

6. 7. 10 ファイナル・ラウンドのファイナル・ヒートでは、選手はそのヒートのクライミング・タイムで順位を決定される。

6. 7. 11 もし選手が、ファイナル・ラウンドで完登できなかったら、ファイナル・ラウンドのそのステージの最下位となり、以後のヒートには進出できない。

6. 7. 12 2 名もしくはそれ以上の選手が、ファイナル・ラウンドのファイナル・ヒートで 1 位同着になったら、同着になった選手の間で決着がつくまで、1 回もしくは数回の決定戦を行って、勝者を決定する。

2 名もしくはそれ以上の選手が、ファイナル・ラウンドのそれ以外のヒートで同着になったら、その順位はファイナル・ラウンドの先立つステージの結果によって、もしそれがファイナル・ラウンドの最初のステージの場合は、予選ラウンドの結果で勝者を決定する。それでもなお同着がある場合は、続いて先行するステージ²⁰⁾でカウントバックを適用する。

¹⁹⁾原文は”Competitors qualifying for the semi final stage from heat A in the quarter final stage shall be placed in the same semi final heat as the competitors qualifying from heat D”. 良くもこう、持って回った言い回しを思いつくものだ。

²⁰⁾”successively earlier stages”

6.8 デモンストレーションおよびオブザベーション

6.8.1 チーフ・ルートセッターまたはルートセッター・チームのいずれかにより、ルートのデモンストレーションが行われる。

6.8.2 各ルートでは2回デモンストレーションをおこなう。1回はゆっくり、もう1回は競技の際の速さで登る。各デモンストレーション後、続いて各ルートについてオブザベーションタイム(最大6分間)が取られる。

6.8.3 フォーマット B が適用される場合、そしてフォーマット A でジュリー・プレジデントがチーフ・ルートセッターと競技して決定した場合、デモンストレーションはルートの内の1本でのみ行われる。

6.8.4 オブザベーション期間の長さは4分間で、ジュリー・プレジデントはこれを延長することができる。

6.8.5 選手は、出だしのホールドに地面から足を離すことなく触れることが許される。

6.9 クライミングの手順

6.9.1 開始が宣言されたら、各選手は片足を地面に、もう一方の足を最初のホールドに置き、片手または両手を壁にかけて、スターティング・ポジションに入らなければならない。

6.9.2 両方/もしくは全ての選手がポジションに入ったら、IFSC ジャッジは「Ready?」と声をかける。いずれの選手からも、準備ができていない旨の明確な申告がなければ、IFSC ジャッジは「Attention」と声をかけ、わずかに(2秒未満)置いて、短く(0.2秒未満)大きく明瞭なスタート信号か、手動計時の場合は「Go!」と合図をする。全ての肉声による指示は、大きく明瞭に発せられねばならない。

6.9.3 スタートの合図の場所は、両方/もしくは全ての選手から等距離になければならない。

6.9.4 スタートの信号か指示があったら、各選手はそのアテンプトを開始しなければならない。ルートジャッジが「Ready?」と尋ねたときに準備ができていないことを明瞭に告げた場合を除き、スタートの指示に対する抗議は一切許されない。

6.9.5 IFSC ジャッジがスタートの指示を出すとき、いかなる雑音やその他注意をそらせ、スタートの合図を明瞭に聞き取ることを妨げるものは、選手によっても、ジャッジによっても立てられてはならない。

6.9.6 スタートに失敗した場合、ルートジャッジは双方の選手を直ちに停止させなければならない。この指示は、大きく明瞭に発せられなければならない。一人の選手が一つの対戦で2度スタート失敗したら、敗退となる。

6.9.7 各選手はルートの終了点に達したら、スイッチを手で叩いて計時装置を停止させねばならない。

6.9.8 予選ラウンドでは完登後、選手は別のアイソレーション・ゾーン²¹⁾にもどり、ルートジャッジから要請があるまでとどまらねばならない。

6.9.9 ファイナル・ラウンドのヒートが終了後は、以下ようになる。

- a) フォーマット A の場合、次のヒートに進出する選手は、別のアイソレーション・ゾーンにもどる。
- b) フォーマット B の場合、全ての完登した選手は、別のアイソレーション・ゾーンにもどる。

²¹⁾ "a separate isolation zone"

6. 10 テクニカル・インシデント

6. 10. 1 スピード競技におけるテクニカル・インシデントとは以下のようなものである。

- a) ホールドの破損または緩み。
- b) ロープが張られることで選手の補助、または妨害になった。
- c) 計時システムの故障。
- d) その他、選手の動作の結果ではないところのことがらが、選手に不利または有利にはたらいた。

6. 10. 2 選手が、テクニカル・インシデントによってそのアテンプトが中断された場合、修復完了後、直ちにあらたにアテンプトをおこなう。

選手が、フォーマット A の予選ラウンド以外のいずれかの対戦で、テクニカル・インシデントによってそのアテンプトが中断された場合、他の選手は登り続けるものとする。テクニカル・インシデントが確認された場合は、全選手で再競技をおこなう。

テクニカル・インシデントをこうむった選手は、修復が完了するまで別のアイソレーションで待機しなければならない。これはフォーマット A の予選ラウンドで、テクニカル・インシデントが発生しなかった方のルートを完登した選手が、まだもう一方のルート²²⁾のアテンプトを行っていない場合、同様に適用される。²³⁾

最低 5 分の回復時間が、テクニカル・インシデントを被った選手に認められる。

²²⁾＝テクニカル・インシデントが発生したルート

²³⁾わかりにくい表現だが、テクニカル・インシデントが発生した場合、選手 A が競技中断、選手 B が競技続行となる。テクニカル・インシデントが発生したのが後に登る方のルートであれば、選手 B はアテンプト終了後、テクニカル・インシデントが修復され選手 A の再アテンプトが終わるまで、アイソレーションに入ることになる。テクニカル・インシデントが発生したのが先に登る方のルートの場合は、この必要はない。

7. ワールドカップ・シリーズ

7.1 イントロダクション

7.1.1 IFSCの「本則」に従い、ワールドカップの国際シリーズ戦は、毎年開催される。

7.1.2 IFSCは、毎年最大10戦までのワールドカップ大会をそれぞれの種目(リード、スピード、ボルダリング)について公認することができる。

7.1.3 IFSC公認の各ワールドカップ大会は、男子と女子のカテゴリーからなる。その年に16歳に達する選手のみが、ワールドカップ大会に出場する資格を有する。

7.1.4 各ワールドカップ大会は、リード競技、スピード競技、ボルダリング競技の3種目の内の一つ、あるいは複数の種目を含むものとする。

7.1.5 ワールドカップ大会は通常、週末に開催される。ワールドカップ大会の最大日数は、1種目の場合は2日間、2種目の場合(リードとスピードなど)は3日間、全3種目(リード、ボルダリング、スピード)の場合は4日間とする。

7.1.6 各ワールドカップ大会の最後に、男女の、リード、スピード及びボルダリング競技の優勝者は主催山岳連盟/協会からトロフィーが授与される。

7.1.7 年間シリーズ最終戦の終了時に、ワールドカップはこれらの規則に従い、最高得点を獲得した選手を表彰する。

7.1.8 ワールドカップ・シリーズ戦の完了時、男女双方のカテゴリーの優勝者に、ワールドカップのトロフィーが授与される。さらに、1位、2位、3位の選手に、それぞれ順に金、銀、銅のメダルが授与される。

7.2 リード競技

7.2.1 各ワールドカップ大会のリード競技会は、予選、セミ・ファイナル、ファイナル、そして必要な場合はスーパー・ファイナルの各ラウンドからなるものとする。

7.3 ボルダリング競技

7.3.1 各ワールドカップ大会のボルダリング競技会は通常、このタイプの競技会についての規則に従って、予選、セミファイナル及びファイナルラウンドと名付けられた三つのラウンドからなる。

7.4 スピード競技

7.4.1 各ワールドカップ大会のスピード競技会は、このタイプの競技会についての規則に従って、予選ラウンドと決勝ラウンドからなる。

7.5 ワールドカップ・ランキング

7.5.1 各ワールドカップ大会の最後に、男女それぞれのカテゴリーの、上位30位までの選手に以下のようにポイントが与えられる。

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1位	100	11位	31	21位	10
2位	80	12位	28	22位	9
3位	65	13位	26	23位	8
4位	55	14位	24	24位	7
5位	51	15位	22	25位	6
6位	47	16位	20	26位	5
7位	43	17位	18	27位	4
8位	40	18位	16	28位	3
9位	37	19位	14	29位	2
10位	34	20位	12	30位	1

7.5.2 各ワールドカップ大会で与えられたポイントは下の7.5.3に定める方式で集計される。集計ポイントは各ワールドカップ大会ごとに再計算され、ワールドカップ・ポイントを持つ選手は保有するポイントの降順でランク付けされる。リード、スピード、ボルダリングそれぞれのワールドカップ・ランキングは、各ワールドカップ・シリーズ戦の終了後、発表される。

7.5.3 選手のワールドカップの最終ランク決定で、集計に使うポイントの最大数は以下の通り

- a) 5戦以下の場合：全てのポイントを加算
- b) 5戦を越えて開催された場合：1戦の成績を除外して加算¹⁾

7.5.4 ワールドカップ・シリーズの総合ランキングは、7.5.1に基づいて各選手がシリーズを構成する各競技会で獲得した最高ポイントを加算して計算される。この計算に使用される各種目の競技会の最大数は、7.5.3に基づいて数えた結果、3種目の内の最も少ないものの数とする。²⁾総合ワールドカップ・ランキングポイントの対象となるのは、それぞれの種目において少なくとも一つの大会でランキングポイントを有する選手に限られる。³⁾

7.5.5 もしワールドカップ最終戦終了時に、ワールドカップの1位に、2名の選手が同着の場合、それを分けるために、同着の選手が同時に出場した大会での成績を、一つずつ比較し、同時に出場した大会で相手より上位となった回数で決定する。この計算後なお同着の場合、1位から始めて次は2位と言う風に、上位の成績の獲得数で1位を決定する⁴⁾。

7.5.6 ワールドカップ・シリーズの国別の順位⁵⁾は、各国選手団が3.13.3に基づいてシリーズに含まれる競技会で獲得したポイントを加算して計算される。この計算に使用される競技会の最大数は、7.5.3に基づいて数えた結果とする。⁶⁾

7.6 選手の登録

7.6.1 加盟山岳連盟/協会はIFSCの公式登録書式で以下の選手を登録することが認められる。

¹⁾"all competition results except one shall count"

²⁾原文は"The maximum number of competitions in each discipline to be used in this calculation shall be the lowest number of counting results for any of the three disciplines in accordance with Article 7.5.3."

³⁾原文は"Only competitors who have accumulated ranking points in at least one competition in each discipline are eligible for the combined World Cup ranking."。リード、ボルダ、スピードのそれぞれでランキングポイントを持つこと、となると、対象となる選手は限られるのだが、この訳で合っているのだろうか。

⁴⁾2006年の改訂。05年までは、この段階で引き分けだった。

⁵⁾"the national team ranking"

⁶⁾原文は"The maximum number of competitions to be used in this calculation shall be the number of counting results in accordance with Article 7.5.3."

- a) 各国選手団の定員——主催国以外：
各加盟山岳連盟/協会は男女それぞれのカテゴリーで、3名ずつの正選手が認められる。
- b) 各国選手団の定員——主催国：
ワールドカップ大会の受け入れと開催をおこなう山岳連盟/協会は、男女それぞれのカテゴリーで、6名ずつの正選手が認められる。加盟山岳連盟/協会が同一種目につき二つ以上の競技会を組織する場合、この規定は二つの競技会に限って適用される。(適用される)大会はシーズンに先立って、加盟山岳連盟/協会が選択することができる。さもなければ、この規定(二倍定員)は自動的にその国で開催される最初の二つの大会に適用される。
- c) 追加選手枠⁷⁾
当該競技会締め切り段階での、世界ランキングの男子上位10名、女子上位10名と、直近の世界選手権及び、ユース大陸別選手権の優勝者で7.1.3の年齢要件を満たす者が、追加選手枠の資格を有する。加盟山岳連盟/協会は、これらの選手を上記の7.6.1.a)、7.6.1.b)の規定にある選手に加えて、参加させることができる。
- d) 追加名簿
加盟山岳連盟/協会は、IFSCの公式登録書式で、「追加名簿」⁸⁾を使って補欠選手を登録することが認められる。これらの選手の登録は、選手の総数が主催連盟/協会が計画した人数に満たない場合に、正規に確定される。こうした場合、各国選手団として登録された選手と追加選手枠該当者で埋められた枠を越えた部分は、希望する連盟/協会の間均等に割り当てられねばならない。

主催者は全ての公式選手団のメンバーと追加選手枠該当選手を受け入れなければならない。

各主催者が受け容れねばならない選手の最少人数は、男子100名、女子100名とする。

7.7 賞金

7.7.1 賞金の最低額は各期のIFSC総会⁹⁾で決定される。該当アペンディックス¹⁰⁾にあるこの最低額を超えた賞金額は、組織委員会に従ってIFSC評議会¹¹⁾が決定する。

⁷⁾ "Extra quota". 2005年までは"Pre qualified".

⁸⁾ Supplementary lists

⁹⁾ the IFSC Plenary Assembly

¹⁰⁾ 何に付属するものであるかは不明

¹¹⁾ "the IFSC Board"

8. 世界選手権規則

8.1 インTRODクシヨN

8.1.1 IFSCの「本則」に従い、世界選手権大会は2年に1度、奇数年¹⁾に開催される。

8.1.2 IFSC公認の各世界選手権大会は男子と女子のカテゴリーからなる。その年に少なくとも16歳となる選手だけが、世界選手権大会の出場資格を有する。

8.1.3 各世界選手権大会では、リード、ボルダリング、スピードの各種目からなり、IFSCが公認する形式に従って構成される。

8.1.4 世界選手権大会は通常、週末に開催される。世界選手権大会の最大日数は、5日間とする

8.1.5 リード、スピード、ボルダリングの各種目の、男女双方のカテゴリーの1位、2位、3位入賞者に、順位に応じて金、銀、銅のメダルが授与される。さらに、優勝者に、世界選手権のトロフィーが授与される。²⁾

8.1.6 世界選手権ではその大会の総合順位を用意しなければならない³⁾。総合大会ランキングにおける男女各カテゴリーの1位、2位、3位に、それぞれ金、銀、銅のメダルが授与される。さらに、1位の選手には総合世界選手権トロフィーが授与される。

8.1.7 加盟山岳連盟/協会が世界選手権大会開催に立候補するには、その選手権大会に先立つ2年間に、ワールドカップ競技会を開催していなければならない。

8.2 リード及びボルダー

8.2.1 各世界選手権大会のリード、ボルダー競技は、予選、セミ・ファイナル、ファイナル、そして必要な場合はスーパー・ファイナルの各ラウンドからなるものとする。

8.2.2 IFSCは世界選手権大会の予選ラウンドに、異なる⁴⁾形式を指定することができる。

8.3 加盟山岳連盟/協会による選手登録

8.3.1 加盟山岳連盟/協会は次の選手をIFSCの公式登録書式に従って登録することができる。

- a) 男女それぞれのカテゴリーで各5名ずつの正選手。
- b) 男女それぞれのカテゴリーの現ワールド・チャンピオン。
- c) 男女それぞれのカテゴリーの現コンティネンタル・チャンピオン。

¹⁾原文は“every second, odd-numbered, year”。

²⁾以前からおかしいと指摘してきたが、05年版でようやく訂正された。

³⁾原文では“prepare”を使っている。「決定する」では意味合いがずれる。要するに大会の中に、システムの総合順位が位置づけられていなければならないということだろう。

⁴⁾原文は“alternative”

9. 世界ユース選手権規則

9.1 イン트로ダクション

9.1.1 IFSCの「本則」に従い、世界ユース選手権大会は毎年開催される。

9.1.2 IFSC公認の各世界ユース選手権大会は男子と女子¹⁾の 카테고리からなる。

9.1.3 各世界ユース選手権大会では、リードとスピードの両種目をおこなう。

9.1.4 加盟山岳連盟/協会がワールドユースチャンピオンシップ開催に立候補するには、そのチャンピオンシップに先立つ2年間に、IFSC公認のユース競技会を開催していなければならない。

9.1.5 世界ユース選手権大会は通常、週末に開催される。世界ユース選手権大会の日数は4日間とする。開催日の決定に当たっては、学校への出席の問題を最小限にするよう、特に考慮しなければならない。

9.1.6 リード、スピードの各種目の、男女双方のカテゴリの1位、2位、3位入賞者に、順位に応じて金、銀、銅のメダルが授与される。さらに、優勝者に、ワールド・ユースチャンピオンシップのトロフィーが授与される。

9.2 年齢別グループ

9.2.1 世界ユース選手権大会では、リード、スピード両競技に、以下の年齢別グループを設定する。

- a) ユース B: このカテゴリに登録する資格がある選手は、14または15年前に生まれた者とする。2007年の世界ユース選手権参加者については、1992または1993年に生まれた者である。
- b) ユース A: このカテゴリに登録する資格がある選手は、16または17年前に生まれた者とする。2007年の世界ユース選手権参加者については、1990または1991年に生まれた者である。
- c) ジュニア: このカテゴリに登録する資格がある選手は、18または19年前に生まれた者とする。2007年の世界ユース選手権参加者については、1988または1989年に生まれた者である。²⁾

表 1. 世界ユース選手権の年齢区分

開催年	生年					
	ユース B		ユース A		ジュニア	
2007	1993	1992	1991	1990	1989	1988
2008	1994	1993	1992	1991	1990	1989
2009	1995	1994	1993	1992	1991	1990
2010	1996	1995	1994	1993	1992	1991
2011	1997	1996	1995	1994	1993	1992
2012	1998	1997	1996	1995	1994	1993

9.3 リード、スピード競技

9.3.1 リード/スピード競技は、9.3.2、9.3.3に定めることがらを除き、IFSCの認める形式に従って組織される。

9.3.2 リードは3ラウンドから構成される。

- a) 2本の異なるルートによる予選ラウンド
- b) セミ・ファイナルとファイナル・ラウンド

¹⁾原文は他の大会が”men and women”であるのに対し、”male and female competitors”になっている。

²⁾日本人の感覚からするとややこしい方がいいに思えるが、ほぼ原文のままの表現とした。その年に何歳になるかではなく、何年に生まれたかだけに注目して考えれば問題はない。早生まれが関係しない分、この方式の方が、日本の年度で区切る考え方よりもわかりやすい。

9.3.3 スピードでは全ての年齢別グループと両カテゴリの、決勝ラウンドの前段のステージのヒート（8th ファイナル、クォーターファイナル、セミファイナル、3位/4位決定戦）は次のステージ開始前に完了していなければならない。³⁾

9.4 加盟山岳連盟/協会による選手登録

9.4.1 加盟山岳連盟/協会は以下に該当する選手を、IFSCの公式登録書式に従って登録することができる。

- a) 男女の各カテゴリ、各年齢別グループで各4名ずつの正選手。
- b) その時点の世界。ユースチャンピオンシップ保持者。
- c) その時点のコンティネンタル。ユースチャンピオンシップ保持者、またはコンティネンタル・ユースカップ保持者⁴⁾。

³⁾ 要するに、全カテゴリ、全年齢別グループのファイナル・ステージのヒートは、まとめて最後にやれ、とということらしい。もう少しわかりやすい言い回しがあるだろう。困ったものだ。

⁴⁾ ユースカップは2006年に加わった。単に大会名の違いの問題？

10. 大陸別選手権規則

10.1 インTRODクシヨN

10.1.1 IFSCの「本則」に従い、以下の大陸別選手権大会が毎年開催される。

- a) アジア選手権
- b) ヨーロッパ選手権
- c) 北アメリカ選手権
- d) オセアニア選手権
- e) 南アメリカ選手権

10.1.2 IFSC本則の定めるところにより、大陸別評議会¹⁾がIFSCの規則にもとづいてこれらの大会の開催をおこなう。

10.1.3 各大陸別評議会の加盟国だけが、これらのチャンピオンシップに参加できる。

10.1.4 IFSC公認の各大陸別選手権大会は男子と女子のカテゴリーからなる。その年に少なくとも16歳となる選手だけが、大陸別選手権大会の出場資格を有する。

10.1.5 各大陸別選手権大会では、リード、スピード、ボルダリング競技会をおこない、それはIFSCの認められた形式で組織されねばならない。

10.1.6 大陸別選手権大会は通常、週末に開催される。大陸別選手権大会の最大日数は5日間までとする。

10.1.7 リード、スピード、ボルダリングの各種目の、男女双方のカテゴリーの1位、2位、3位入賞者に、順位に応じて金、銀、銅のメダルが授与される。さらに、優勝者に、大陸別選手権のトロフィーが授与される。

10.1.8 大陸別選手権ではその大会の総合順位を用意しなければならない²⁾。総合大会ランキングにおける男女各カテゴリーの1位、2位、3位に、それぞれ金、銀、銅のメダルが授与される。さらに、1位の選手には総合大陸別選手権トロフィーが授与される。

10.2 リード、スピード、ボルダリング競技

10.2.1 各大陸別選手権大会のリード、ボルダリング、スピード競技は、IFSCの認める形式に従っておこなわれる。

10.3 加盟山岳連盟/協会による選手登録

10.3.1 加盟山岳連盟/協会は、次に該当する選手をIFSCの公式登録書式に従って登録することができる。

- a) 男女それぞれのカテゴリーで各5名ずつの正選手。
- b) 男女それぞれのカテゴリーの現大陸別選手権保持者。
- c) 男女それぞれのカテゴリーの現ワールド・チャンピオンが参加資格のある連盟/協会所属の場合。

¹⁾ "the Continental Councils".

²⁾ 原文では"prepare"を使っている。「決定する」では意味合いがずれる。要するに大会の中に、システム的に総合順位が位置づけられていなければならないということだろう。

11. 競技中における罰則規定

11.1 インTRODクシヨN

11.1.1 ジュリー・プレジデントは競技会場内において、競技会に影響を及ぼす全ての活動と決定に、全面的な権限を有する(1.4.1aを参照のこと)。

11.2 選手

11.2.1 ジュリー・プレジデントとIFSCジャッジはともに、選手の競技会規則に対する違反と、品行上の問題に関して以下のことをおこなう権限を有する。

- a)非公式の、口頭での警告。
- b)イエロー・カードの提示による公式な警告。

11.2.2 上記11.2.1.b)のイエロー・カードによる警告は以下の規則違反に対しておこなわれる。

ジュリー・プレジデントまたはIFSCジャッジの指示に関すること

- a)ジュリー・プレジデントまたはIFSCジャッジからの指示に従わない。
 - (i)IFSCジャッジまたはジュリー・プレジデントによるアイソレーション・ゾーンへ戻るようにという指示に対する不当な遅滞。
 - (ii)コール・ゾーンから競技エリアに入る指示を受けた後の不当な遅滞。
 - (iii)IFSCジャッジのスタートの指示に対する不服従。

用具及び式典に関すること

- b)IFSCの規則に用具と衣服に関する規定に対する不服従。
- c)競技会主催者から供与された競技順ゼッケンの着用に関する不服従。
- d)選手の開会式への不参加。
- e)ファイナル進出者の表彰式への不参加。

品行に関すること

- f)猥褻な、または好ましくない言動¹⁾。
- g)スポーツにふさわしくない行動²⁾。

これらの決定に対する抗議は、セクション12に定める手続きによる。

11.2.3 ある競技会で2回目のイエローカードを受けたら、その選手は当該競技会で失格となる。

同一シーズンに2枚のイエロー・カードを受けた場合は、以下のいずれかとなる。

- a)その選手がすでに世界ランキングにカウントされる次のIFSC競技会に登録している場合、その競技会への参加資格を失う。
- b)a)が適用できない場合、世界ランキングにカウントされる次のIFSC競技会の、3枚目³⁾のイエローカードが発行された種目への登録資格を失う。

11.2.4 ジュリー・プレジデントだけが、選手を競技会から失格させる権限を持つ。失格はレッド・カードの提示にともなう。

¹⁾原文は"Use of obscene or abusive language or behaviour of a relatively mild nature."。"of a relatively ..."の意味が不明。

²⁾原文は"Unsporting behaviour of a relatively minor nature."。"of a relatively ..."の意味が不明。

³⁾原文は"the third yellow card"。"secound"の誤りか？

それ以外の制裁を伴わない失格

以下の規則違反は、レッドカードの提示と選手の競技会での即時の失格となり、それ例外の制裁は伴わない。

- a)認められたオブザベーション・ゾーンの外からルートを観察した。
- b)認められていない用具の使用。
- c)アイソレーション・ゾーンまたはその他の制限された場所での、連絡手段の不法な使用。

これらの決定に対する抗議は、セクション 12 に定める手続きによる。

IFSC 懲罰委員会⁴⁾への即時の提訴を伴う失格

以下の規則違反は、レッド・カードの提示と、選手のその競技会での即時の失格となり、さらに IFSC の懲罰委員会に即時に提訴される。

選手または選手団員による競技エリアでの規則違反

- d)当該競技会のルールで認められている範囲を越えて選手が競技するルートの情報を収集した。
- e)当該競技会のルールで認められている範囲を越えて情報を収集し、また他の選手に伝えた。
- f)準備中またはアテンプト中の選手の攪乱または妨害をした。
- g)ジャッジ、主催者役員、IFSC 役員の指示に従わなかった。
- h)選手の衣服における広告に関する規定の違反。
- i)スポーツにふさわしからぬ問題行動、またはその他の重大な競技会の妨害。
- j)IFSC 役員、主催者役員、選手団員(選手を含む)あるいは何人であれその他の人々に対する悪口、無礼な、暴力的な言葉あるいは行動。

競技エリア外であっても、公共の競技場⁵⁾、競技会場、あるいは競技に関連して選手や選手団員によって使用されている宿泊施設や施設設備でのおこなわれた場合⁶⁾。

- k)スポーツにふさわしからぬ深刻な問題行動、またはその他の重大な妨害。
- l)IFSC 役員、主催者役員、選手団員(選手を含む)あるいは何人であれその他の人々に対する悪口、無礼な、暴力的な言葉あるいは行動。

IFSC の懲罰委員会に提訴された場合の以降の手続きは、「IFSC の懲罰と抗議に関する規則」⁷⁾に別途定める。

11. 2. 5 イエロー・カードまたはレッド・カードの提示後、できる限り早い時点で、 Jury・プレジデントは、以下のことをおこなわねばならない。

- a)違反についてそして、Jury・プレジデントが規則に基づいたそれ以上の懲罰行動を考慮した、問題の提訴を、規則に従って提議するかどうかについての陳述書を作成し、選手のチーム・マネージャー(あるいはチーム・マネージャーが不在のときは当該選手)に提出する。⁸⁾
- b)この陳述書のコピーを、規則違反の詳細な報告書、証拠、IFSC の懲罰委員会への提訴による追加懲罰の考慮を求める勧告とともに IFSC に提出する。⁹⁾

⁵⁾原文は"public arena"。"public area"の誤りか？

⁶⁾原文は"Infringements committed outside the competition area but in the public arena or at the competition venue or at any accommodation or facilities used in connection with the competition by a competitor or team member"

⁷⁾"the IFSC Disciplinary and Appeal Rule"

⁸⁾原文は"Submit a written statement to the competitor's team manager (or in the absence of a team manager ,to the competitor concerned)regarding the offence and whether the Jury President proposed to refer the matter for consideration in respect to further disciplinary action in accordance with the rules."。今ひとつ、意味が取りにくい。

⁹⁾原文は"Submit a copy of this written statement together with a detailed report of the offence against the regulations ,any evidence ,and any recommendations regarding consideration of additional sanction to the IFSC for referral to the IFSC's Disciplinary Commission."。これも、意味が取りにくい。

11. 3 選手団役員

11. 3. 1 選手団役員は選手と同様に考えられ、それに応じた取り扱いを受ける。

11. 4 その他の人々

11. 4. 1 ジュリー・プレジデントは、誰であれ規則に違反した者の、競技エリアからの即時の退去を求め、必要であれば、その要求がいられるまで競技の進行を中断する権限を有する。

12. 抗議

12.1 概説

12.1.1 全ての口頭あるいは文書による抗議と、公式の抗議に対する回答は、英語によっておこなわれなければならない。

12.1.2 抗議は公定の供託金¹⁾をとみなわなければ、受け付けられない。

12.2 抗議審査団

12.2.1 文書による抗議あるいは、下記の 12.3.1、12.4.2.b) にある口頭での抗議があった場合、ジュリー・プレジデントは、ジュリー・プレジデント、IFSC デリゲイトからなる抗議審査団²⁾を召集しなければならない。抗議審査団のメンバーはジュリー・プレジデントと IFSC デリゲイトとする。ジュリー・プレジデントが、もとの決定³⁾に関与し、かつ IFSC ジャッジが関与していない場合、IFSC ジャッジがジュリー・プレジデントにかわってメンバーとなる。もし審査団がアペールに対して全員の意見の一致による決定を行えない場合、もとの決定が有効となる。決定は条件が許す限り素早くおこなわれなければならない。文書による抗議の場合、抗議審査団の決定は文書に作成し、ジュリー・プレジデントが、抗議を公式に提出した者に手渡さねばならない。下記の 12.4.2b) に規定のある抗議の場合、チーム・マネージャーまたは選手に通知しなければならない。

12.2.2 以下の 12.3、12.4 に定める所についての抗議審査団の決定は絶対で、それ以上の抗議の対象とならない。

12.3 選手のアテンプトに関するジャッジの決定に対する抗議

12.3.1 IFSC ジャッジは、4.10.3 で規定したことがら⁴⁾に関する抗議を受けたら、上記の手続きに従って処理するために、速やかにジュリー・プレジデントに報告しなければならない⁵⁾。

12.4 公表されたりザルトへの抗議

12.4.1 ファイナル及びスーパーファイナルラウンド以外の全てのラウンド終了後の、そして公式の成績発表後の選手の順位に対する抗議は、成績発表後 20 分以内⁶⁾におこなわれなければならない。ファイナル及びスーパーファイナルラウンドにおいては、リザルトの公表後 10 分以降であってはならない。抗議は競技会の各ラウンド後の成績発表に基づいておこなわれなければならない⁷⁾。抗議は文書として、チーム・マネージャーまたは公式のチーム・マネージャーがいない場合は選手によって、ジュリー・プレジデントに対しておこなわれなければならない。抗議を提出すると同時に、IFSC の定める供託金を IFSC デリゲイトに支払わねばならない⁸⁾。

12.4.2 スピード競技

- a) 公表されたりザルトに対する抗議の場合は、上記の 12.4.1. の規定に従って抗議がおこなわれなければならない。
- b) 勝ち抜き戦の間の抗議の場合、抗議は対戦の結果が放送された後、直ちにおこなわれねばならない。IFSC ジャッジは直ちに、問題をジュリー・プレジデントに付託しなければならない。競技会の次の対戦は、ジュリー・プレジデントに付託しなければならない。

¹⁾ "the official appeal fee"

²⁾ "Appeals Jury"

³⁾ 抗議の原因となった決定。

⁴⁾ 選手のアテンプトが強制的に終了させられること、すなわち使用限定されたホールドを使った、エッジを使用した.....etc を選手が行ったと見られる場合である。

⁵⁾ 原文は "In respect to an appeal regarding Article 4.10.3, this shall be made to the IFSC Climbing Judge, who will immediately inform the Jury President, in order to proceed in accordance with the above procedure."

⁶⁾ 2007 年にそれまでの 30 分から 20 分に変更。

⁷⁾ 競技の進行中に会場内で暫定的に発表されるリザルトに対する抗議は行ってはならないということとされる。

⁸⁾ 意訳。原文は "The appeal shall be accompanied by the relevant appeals fee stipulated by IFSC Climbing, which shall be paid to the IFSC Climbing Delegate."

リ・プレジデントがその決定を放送するまで、開始できない。こうした抗議においては、供託金を支払う必要はない。

12. 5 懲罰委員会への申告

12. 5. 1 ジュリー・プレジデントが、規則違反が IFSC の懲罰委員会の考慮すべき事柄に値すると査定した場合、その問題は、ジュリー・プレジデントの報告書、ジュリー・プレジデントと関係するチーム・マネージャーまたは選手間の通知文書、関係する全ての証拠とともに懲罰組織⁹⁾ に付託されねばならない¹⁰⁾。

12. 6 懲罰委員会

12. 6. 1 懲罰委員会の構成と手続きは、「IFSC の懲罰と抗議に関する規則」を含む IFSC の参照文書¹¹⁾ に定める。

12. 7 供託金

12. 7. 1 支払わねばならない供託金は、IFSC が毎年発行する諸経費一覧¹²⁾ の通り。

12. 7. 2 抗議が受けいられれば、供託金は返還される。抗議が却下された場合、供託金は返還されない。

⁹⁾ "the disciplinary body"

¹⁰⁾ 「抗議」、「申告」と使い分けだが、原文では選手からジャッジへの異議申し立ても、ここで規定されている、ジュリー・プレジデントによる懲罰組織への書類送致とともに "appeal" になっている。

¹¹⁾ referred documents

¹²⁾ "the list of fees"

13. アンチ・ドーピング

13.1 採用

13.1.1 IFSCは世界アンチ・ドーピング規定¹⁾(The Code)を採用する。

13.2 適用

13.2.1 この規定は、IFSCの権限において開催される全ての競技会に適用される。こうした競技会に参加、準備あるいはどのような形にせよ関与する者は全て、選手、コーチ、トレーナー、役員、医療担当者、準医療担当者はこの規定に同意し、この規定ならびに競技規則の13.4.1に定めるところを遵守することを承諾しているものとみなされる。

13.3 IFSC内部の管轄部門

13.3.1 この規定の競技クライミング——リード、ボルダリング、スピードから構成される——へのIFSC内での適用は、アンチドーピング及び懲罰委員会²⁾が管轄する。

13.4 違反と制裁

13.4.1 ドーピングへの違反は、「IFSCアンチドーピング指針と手続き」³⁾と「IFSCの懲罰と抗議に関する規則」に基づいて処理される。

¹⁾”the World Anti Doping Code”

²⁾”the Anti-Doping and the Disciplinary Commissions”

³⁾the IFSC Anti Doping Policy and Procedure

資料

IFSC WORLD RANKING (WR) について

IFSC ルール本文に何回か世界ランキング (WR) という言葉が登場する。これについては IFSC のウェブサイト
に解説がある.....と IFSC ルールにはあるのだが、どうも見つからない。おそらくは従来の CUWR (Continuous
Updating World Ranking) が名称を変えただけと思われるので、ここでは従来のものを用語だけ変更して紹介
する。

これはワールドカップに限らず IFSC 公認国際大会のポイントシステムである。ワールドカップのポイント
は、IFSC ルールの P.40 に一覧表があるように、1 位が 100 ポイント、2 位が 80 ポイント、3 位が 65 ポイント
となっている。ところが、IFSC のサイトのリザルトをご覧になった方はお気づきと思うが、どの大会を見ても
1 位のポイントは 100 になっていない。大体が 60 ポイント台だ。これが世界ランキングをベースにしたポイント
なのである。

こうした方法を使用する理由は、出場選手の顔ぶれも参加人数も異なる大会に一律にポイントを出したので
は、選手の年間ランクが適切なものにならない、と言う理由による。たまたま、有力選手が欠場した大会の優
勝と、フル・エントリーした大会の優勝では、同じ優勝でも重みが違う。そこで、各大会の出場選手の顔ぶれ
によって、その大会で獲得できるポイントに差をつけて計算したポイントを各大会毎に計算。過去 1 年以内に
出場した全大会のポイントの合計に基づいたランキングが世界ランキングである。

さて、ある大会でのポイントの計算法だが、まずその大会に出場している選手の、その時点での世界ランキ
ングから "field-factor" という係数を算出する。

- 1) その大会に出場する世界ランキングを持つ全選手の内、その時点の世界ランキングが 30 位までの選手につ
いて、その順位に対応するワールドカップのポイント表のポイントに 15 を加えた数値を計算する。世界ラ
ンキングが 1 位の選手は $100+15=115$ 、2 位は $80+15=95$30 位は $1+15=16$ という具合である。仮に
同着があった場合、例えば 10 位に 2 人が並んだ時は

$$\frac{(\langle 10 \text{ 位のポイント} = 34 \rangle + 15) + (\langle 11 \text{ 位のポイント} = 31 \rangle + 15)}{2} = 47.5$$

と言うふうに計算する (この数値をまとめた表が下の表である)。

このように計算した全出場選手のポイントを合計する。

順位	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.	
ポイント	115	95	80	70	66	62	58	55	52	49	
比率	9.1%	7.5%	6.3%	5.5%	5.2%	4.9%	4.6%	4.3%	4.1%	3.9%	
順位	11.	12.	13.	14.	15.	16.	17.	18.	19.	20.	
ポイント	46	43	41	39	37	35	33	31	29	27	
比率	3.6%	3.4%	3.2%	3.1%	2.9%	2.8%	2.6%	2.4%	2.3%	2.1%	
順位	21.	22.	23.	24.	25.	26.	27.	28.	29.	30.	合計
ポイント	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	1268
比率	2.0%	1.9%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	1.4%	1.3%	1.3%	100%

- 2) 世界ランキングを持つ全ての選手 (その大会に出場していない選手も含め) について、ポイントを計算し合
計すると上の表にあるように $(100+15) + (80+15) + (65+15) + \dots + (3+15) + (2+15) + (1+15) = 1268$
となる。

- 3) 1) で得られた値を 2) の 1268 で割ったものがその大会の "field-factor" であり、その大会の各選手の順位
が決定後に、各選手の順位に対応するポイント (P.40 の表) に "field-factor" を乗じた値が、各選手のその大
会での世界ランキングに基づく獲得ポイントになる。なお、小数点以下の端数については、全て小数点以
下 3 桁目を四捨五入し小数点以下 2 桁までとしている。

”field-factor”は、世界ランキングを持つ全ての選手が出場すれば1になる。仮に、世界ランキングを持つ選手が一人も出場していない場合は0になる(そんな大会はワールドカップとして意味がないのは確かだが、仮にそんな大会があったらどうなるんだろう?)。と言うわけで、有力選手=世界ランキング保有者がたくさん出場しているほど、”field-factor”は大きく(1に近く)なる。世界ランキングを持つ全ての選手が出場すれば、P.40の表のポイントがそのまま獲得ポイントになるし、有力選手が少ないほど、獲得できるポイントは少なくなるわけだ。

さてここで問題なのは、ある大会の世界ランキングのポイントを算出するためには、過去の戦績に基づく世界ランキングのランキングが必要と言うこと。そうすると最初の世界ランキングの算出はどうやったのか? 卵と鶏である。

現実の世界ランキングのシステムではリードの場合で、1991年の5大会(ワールドチャンピオンシップと4回のワールドカップ)について”field-factor”を0.6として計算したものを出発点にしていると言うことである(と言うことは1992年からこのシステムが使用されているということだろうか?)。

そしてもう一つ。”field-factor”算出の際に、何故ポイントに15を加えるか、と言うことがある。これはあくまで推測だが、ワールドカップのポイントの差が上位ほど大きいことによるのだろうと思われる。仮に、ワールドカップの各順位に与えられるポイントが等差で並んでいるのであれば、そんな必要はなくなるだろう。つまり1位100ポイント、2位80ポイント、3位65ポイント……と差が10~20ポイントもあるために、仮に15を加えずに計算すると、世界ランキングが上位の選手が欠場した場合に”field-factor”が必要以上に小さくなってしまふのだ。

試しに、世界ランキング1位の選手以外は全員出場した場合を試算してみよう。15を加えた場合の”field-factor”は $(1268 - 115)/1268 = 0.91$ であるが、15を加えない場合、 $(818 - 100)/818 = 0.88$ となる。実際には出場する世界ランキングのポイント保有選手はもっと少なくなるため、影響はさらに大きくなるだろう。いかに世界ランキングで首位の選手とは言え、その選手が出ないだけで”field-factor”があまりに低くなってはまずい、と言うことだろう。

なおこのシステムは1999年に手直しがあったとのことで、それ以前と以後で合計する大会数やポイントを付与する人数などに違いがあるようだ。

資料

主要変更点

INTERNATIONAL CLIMBING COMPETITION Rules2007 (以下 IFSC ルール) は、文字通りクライミング競技の国際大会のルールブックである。クライミングの国際大会は、IFSC (International Federation of Sports Climbing: 国際スポーツクライミング連盟) という組織が統轄している。まあ、誰か金持ちが世界中の強いクライマーを集めて勝手にコンペを開いても別にかまわないのだが (X-GAMES などはこの類になる) 一定の統一されたルールのもとで——そして良くも悪くも権威にもとづいて開かれる国際大会は、この IFSC の公認する大会ということになる。

昨年まで UIAA (UNION INTERNATIONALE DES ASSOCIATIONS D'ALPINISME: 国際山岳連盟) 中の競技セクションであった UIAA Climbing = 旧 ICC (INTERNATIONAL COUNCIL FOR COMPETITION CLIMBING: 国際競技クライミング評議会) が UIAA から独立したのが IFSC である。この UIAA からの独立には相当のごたごたがあったようだが、ここでは触れない。

この IFSC ルールは、毎年改定が行われている。最近では 05 年に全面的な見直しが行われた。もともと IFSC ルールは競技種目にリード (従来のディフィカルティ) だけだった時代に作られたものに、後からスピードやボルダーが加わった関係で、04 年版まではリードだけに限った事柄が、一般規則の中はかなり入っている、などの構成上の問題点があったし、明かな記述の誤りもかなりの数に上っていた。'05 年版でそうした構成上の問題点が整理され、また直接競技運営に関係しない事項は他の文書に移されるなどして、かなりすっきりしたものに生まれかわっている。それでもまだ意味不明の記述もあり、その後も細かい部分が毎年変更されている。

今年の一つ、ある意味で大きな変更がある。それはこれまで長く使われてきた "COMPETITION CLIMBING" の名称が捨てられ "SPORT CLIMBING" となったことだ。その裏にはオリンピックへの採用に向けての配慮があるという。"COMPETITION" という言葉ではあまりに競争が前面に出過ぎているということのようだ。

同じような理由によると思われる用語の変更があるが、これは日本語に訳してしまうと分からないのでここで指摘しておく。まず、従来の "competitor" が "athlete" に改められている。あえて訳し分けるなら「選手」、「競技者」など考えられないでもないが、どちらがどちらか? と考えると頭が混乱しそうなので、どちらにしても「選手」と訳すのが無難だろう。どういう理由かスピードのところでは従来のままなのだが、これは変更忘れだろうか。

それから、男女の別を "Men"、"Women" としていたのが "Male"、"Female" に変わった。"Men"、"Women" と言うのは随分前からフェミニストからは批判の対象となっている使い方で、なぜ使い続けるのか疑問に思っていたところだ。これもオリンピック採用に向けて、こうした表現がルールに残っているのはまずいということでの変更ではないだろうか。

さて以下、一般の選手やスタッフに関係の深い事項について変更点を見ていこう。

全体に共通する部分では限定 = デマケーションに関する規定で変更があった。(3.2.2)

デマケーションは 05 年まではバウンダリと呼ばれ、一切触れてはならない部分の設定が規定されていた。それが 06 年に名称が変更されると同時に、一切触れてはならないケースと、触れても良いが使用してはならないケースに分けられた。

それが今年、いっさい触れてはならないケースへの言及が削除されている。この理由は不明であるが、あるいは昨年のマレーシアの世界カップでルーフ下一帯を全て限定した結果、多くの選手が競技中止となったことへの反省によるものかもしれない。

ただし、それに続く文で「(それ)以外の限定が設定される場合は、それは全選手に告知されねばならない」とある。これを適用すれば、完全に接触不可の限定を設定することができないわけではないと思われる。

ボルダリングでは大きな変更が2点あった。一つは、準決勝の競技順である。(3.4.4 c) 従来はリードと同様、予選順位の逆順だったが、予選順位と同じ順番で競技するように変更された。ボルダリングは06年の改定で2ラウンド制から3ラウンド制に変わった。そして準決勝と決勝は同日実施で、その間隔は2時間あけることになっている(5.1.5)。だが選手の回復を考えれば、その間隔は長い方が良い。

もし準決勝の競技順を予選順位の逆順にすると強い選手の競技順が後になるが、強い選手=決勝に残る可能性の高い選手だから、決勝に残った選手の回復時間がそれだけ短くなってしまふ。逆に準決勝で強い選手を先に出してしまえば、彼らはそれだけ長く決勝までの間に休むことが可能になる。観客の注目の集まる決勝で、選手がよりベストに近いコンディションで良いパフォーマンスを行えるようにするための変更といえるだろう。

また一方で、準決勝と決勝の間隔は2時間もあれば充分という見方もある。深読みすれば今年の改定を踏まえ、来年以降はこの間隔が短くなることも考えられるかもしれない。

次にボルダラーのアテンプト開始時に関する部分である。(5.3.6) 従来はルールと実際に行われていることの間で矛盾があった。

これまでのルールでは、アテンプト開始の定義を選手の体の全てが地面から離れることとし、また両手のスターティングホールド(=そこに手足を置いた状態でアテンプトを開始しなければならないホールド)の指定は必須で、フットホールドについては片足または両足を指定するものとしていた。この両方に従えば、両足のスターティングホールドの指定は、シットイングスタートでなければいけないことになる。スタンディングスタートで、両足のスタートホールドを指定したら、スターティングホールドの全てに手足を置く前に地面から体の全てが離れ、アテンプトが始まってしまうことになるからだ。

ところが実際の競技会では、スタンディングスタートで両足のスタートホールドの指定が行われていた。しかし、もしスターティングポジションに入る動作中(=片足が宙に浮いている状態)に残る足が滑って地面についてしまった場合、それを1アテンプトにカウントすると、選手はスターティングホールドの規定を盾にまだアテンプトは始まっていない、とクレームをつけることができる。ルールと実際の競技の矛盾は運営側の責任だから、これは認めざるを得ないだろう。

そこで今年、スターティングポジションに入るのに失敗した場合は、1アテンプトにカウントするという規定が入った。これでこの問題は一応決着なのだが、同時にアテンプトの開始の定義=選手の体の全てが地面から離れること、という文言が削られてしまった。これは別の問題につながる。すなわち、片足のみ指定の場合及びシットイングスタートの場合のアテンプトの開始が宙に浮いてしまうのだ。常識的には従来の規定に従うのだろうが、現状の文言では、スターティングホールドの全てに手足が置かれればアテンプト開始と解釈できてしまう。そうすると、一度手足の全てをスターティングホールドに置いた後の仕切り直しまで1アテンプトに数えることになる。

まさかそんなことはするまいが、ルールである以上これは厳密に規定すべきだろう。すなわち、スターティングホールドの全てに手足が置かれること、選手の体の全てが地面から離れることの両方をアテンプト開始の要件とするべきである。

この他、用語の変更として、従来の課題=プロブレムという言葉が「ボルダラー」に置き換えられた。クライミングに詳しい人にはプロブレムという言葉に違和感はないが、ボルダラーと言ってしまった方が一般の人にはより分かりやすい、ということだろうか。

リードでは、特定のクイックドローについて、特定のホールド(より手前のホールドも含め)からのクリップを青の十字マークで指定する規定に追加がある。(4.5.5 c)

指定のホールドとクイックドロー(クイックドローそのものではなく、そのクイックドローのかかっているハンガー基部のウォール)に青十字でマーキングがある場合は、そのホールド及びその手前のホールドでクリップしなければならず、クリップせずに通過した場合は、競技中止、というのは従来通りだが、その指定ホールド以降のムーブは成績に数えない旨が追加された。

ただこの規定だけでは、そのホールドを保持した状態でのムーブを含めるか否かが不明である。つまり、そのホールドを保持した状態で、クリップ前に次のホールドを保持/タッチした場合を認めるか、それともその

ホールドから完全に手が離れてしまって以降なのかわからないのだ。そのホールドを保持した状態は、明らかにレジティメイトポジションであり、その状態でのムーブを認めないとしたら選手の反発は大きいように思うがどうなのだろうか。

リードについては、ルールとは別に「Numbering holds on LEAD competition」という、ジャッジの細かい基準を示した文書が公開されている。これは2006年の「Judges Seminaire」(原文のままフランス語と英語の混合?)での検討内容をまとめたものようだ。この中では、例えばいくつかのホールドが近接してあって複数の手順があり得る場合、その手順毎にどのように評価するべきかが、具体的な例を挙げて解説されていたりして興味深い。

例えば、持ち替えを要するホールドについては、ナンバーを二つ与え、例えば片手で35、両手で36と言った具合に評価すると言うことが明確に言われている。この場合は、1つのホールドで部位によってナンバーを分ける、というのとは扱いが異なる。そのホールドのどこを保持したかは問題ではないのだ。

同時に近接した二つのホールドで複数の手順がありうるものも同様に、どちらを先に保持しても同じナンバー、両手で保持して初めて1つ上のナンバーという扱いになる。この場合で注意すべきは、一方を保持後にその手を送ってもう一方を保持してもナンバーは変わらないと言う点である。つまり2個のホールドであっても先の1つのホールドで二つのナンバーを持つケースと同じように扱うのだ。これらを総称して「デュオホールド」と呼んでいる。

Numbering holds on LEAD competitions

by Herman Engbers/Netherlands
Re-edited by Wim Verhoeven

この文書はタイトルの通り、リード競技の実際の高度判定でホールドの番号付けをどのようにするか、についての指針を示した文書である。2006年の“ジャッジセミナー”（Seminairとフランス綴り？）で合意された事柄としてIFSCのサイトで公開されている(http://www.ifsc-climbing.org/2006/numbering_holds_2006.pdf)。全体を通して見ると、拘束力のある規定というより「覚え書き」と言う印象である。

署名を見るとオランダ人が英語で書いた物と思われ、英語そのものが分かりにくいし記述に混乱もあるように思われる。文章にそって正確に訳す自信がないので、原文の後に注釈を提示する形式で紹介する。

なお、文中のホールド (hold) は物理的な「物」としてのホールド——はりぼてなども含めて総称すれば“object”——と、選手が手で使用し、高度計測において評価の対象となる部分 (=actual hold) とに分かれる。“object”としてははっきり区別している部分もあるが、“hold”を使っているところも多いので注意して欲しい。日本語部分では「オブジェクト」と「ホールド」に呼び分けている。

This article was discussed and accepted on the Judges Seminair 2006 with the following comment:

- The basic concepts of the proposal are adopted
 - That is point 1 through 8 (of the original proposal);
 - That is including the basic concept: **higher distance/height = higher number**. And only 2 possible exceptions to reflect the sequence in the numbering:
 - i. A single hold must be taken with two hands => 2 numbers;
 - ii. Two holds must (together) taken with 2 hands => duohold =>together 2 numbers.

このセミナーでは、10の案件が提案され、それらが基本的には合意されたという。

ポイントとして以下のことがあげられている。

- より上位の距離/高度にあるホールドに、より大きな番号を付与する。
番号順の例外として二つのケースのみが存在する。

- i. 一つのオブジェクトであっても両手で保持しなければならない（ムーブのシークエンス上、先に行けない）場合、二つのホールドとして番号を付与する。
- ii. 二つのオブジェクトを同時に左右両方の手で使用しなければならない（ムーブのシークエンス上、先に行けない）場合、「デュオホールド」として、一括して二つの番号を付与する。

この二つのケースは、使用するオブジェクトが一個である（iの場合）か二個である（iiの場合）かが異なるのみで、選手のムーブとしては同じである。

- The decision to renumber (point 10 of the original proposal), and if so how, shall be made by the jury president/UIAA judge, and does not happen automatically if one climber proves it wrong (as in the original proposal, point 9):
 - This actually means that the “must” condition stated in the original proposal (points 7 through 9) is relaxed a bit;
 - This still means that the renumbering can be done, therefore the route judges should still write down additional info for expected problem areas.

この部分は、本文の10に対応する部分なのでそちらを見ていただければすむ。ここまでが「前文」になる。

Defining the holds

1. The Routejudge defines (with the help of the International Routesetter) the handholds which the International Routesetter expects the competitors will use in a particular route.

これは、これまでやってきたことと何ら変わらない。

2.

Remarks: only the useable parts of objects are the actual holds. A single object can have more than one hold. This could be a large feature but could also be a single climbing hold with two distinct places for holding on. Rule 4.7.2 1 (last sentence) could be changed in: only the actual area's of an object useable for climbing shall be considered as a hold.

この二節目は注釈のみで成り立っているという不可解な部分である。

要はオブジェクトの使用可能な部分だけが「ホールド」とみなされる、ということでそれ以上でも以下でもない。“This could be a large feature……distinct places for holding on.”は意味不明。

3. When a competitor uses an hold (foothold, part of an object) for climbing with his hands which was not yet defined then this hold will be considered a hold as of that moment. Every hold that is clearly distinguishable from other holds is to be considered as a unique hold.

ルート設定段階ではホールドとして想定されていなかったオブジェクトもしくはその一部分を選手が使用した場合、ホールドとしてカウントされるということ。これもこれまでと変わらない。

後段はあるホールドと別のホールドとは明瞭に区別されうると必要があると言うことを述べている。これは次の4の記述とあわせて考えると、はりぼてのような大きなオブジェクトを想定してのことと思われる。

4. When it is impossible to clearly distinguish between these specific places then these place shall be considered as a single hold.

Remark: this would be the case where you have a larger feature that is similar along it's entire length (e.g. colonette). However, external references could also be used to separate the holds (e.g. above or below the bolt on screw)

前節後段の続きのような内容。どんなに大きなオブジェクトであっても、持つ部分によってムーブ上の意味合いが変わるのでなければ、一つのホールドとみなすということである。逆に言えば、前節のRemarkにあるように、ある部分 (A) の保持と別な部分 (B) の保持でははっきりムーブ上の意味合いが異なり、かつAとBの位置の違いが明確に見て取れるのであれば、それは二つの異なるホールドとして番号付けをおこなう、ということになる、

Remarkの後半は一つのオブジェクト上の異なるホールドを区別する際のことを、具体的に述べているように思う。例として一つのホールドの取り付けボルト穴の上か下かで区別する、ということがあげられているのでそう判断するのだが、文頭の“However”をどう解釈すればよいのかわからない。

Numbering of the holds

5. Every hold is numbered based upon it's distance along the axis of the route, the sequence of the holds (presumed to be the best by the routesetter) is not taken into account except in those cases mentioned below.

Thus how further the hold is along the axis of the route, how higher the number.

Remark: *this assumes that the axis of the route is determined on a coarse scale. Meaning the axis is determined straight out and certainly cannot contain any loops or small detours*

The word “except” is very important. It means that only when the climbers “must” use a “duohold” or “double-hand-hold” will the numbering of the hold not directly be reflected by the distance (along the axis of the route).

アクシスに沿って、よりスタート地点から遠い／高い位置のホールドにより大きな番号を与えるという原則が述べられている。なおRemarkの前段には、アクシスは大まかなものであって、基本的には直線的で小規模なトラバースは考慮しないとある。これまでもアクシスは大まかに言うとクイックドロウを結んだラインであるとされてきたので、従来通りと考えて良い。

ここで重要なのは“the sequence of the holds (presumed to be the best by the routesetter) is not taken into account”だ。これをそのまま解釈すれば、セッターの想定したシークエンスは考慮しないということになる。あくまで見かけ上、上にあるホールドを上位とみなすのだ、というように読める。これは観客からのわかりやすさを考えてのことだろう。クライミングを良く理解していない観客にとっては、単純に上に行ったら勝ちと言う方がわかりやすい。

無論、それだけではどうしようもない（と言うより、まともなルートができない）ので、例外を設けている。それが前文にもあった“デュオホールド”（“double-hand-hold”）である。シークエンスと見かけ上のホールドの高さが異なる場合は、デュオホールド扱いとして複数のホールドに一括して連続した番号を与えるわけだ。以下は、デュオホールドも含め番号付けの具体的な説明となる。

6. When two different holds are at the same distance from the ground along the axis of the route they can be given the same number.

Remark: *when two holds are at the same distance along the axis of the route and only one of them must be used, then this holds should be given the same number.*

このまま読むと、とにかく同じ高さにホールドが並んでいたら、同じ番号を付与。どちらの手で保持したか？と言うことは考えなくてよい、ということになってしまう。だがRemarkが、この節の記述の補足とすると、この節の内容が適用されるケースは限定されてくる。後に出てくる8節の表の後のRemarkの内容を考えると、そう考えた方がよいようだ。

7. When an object must be used for climbing with both hands (e.g. changing hands) a “duohold” is declared and then this object is given two numbers. The first number for the first hand on this hold, the second for the second hand on this hold.

一つのオブジェクトを両手で使用するデュオホールドの説明。それが右手であれ左手であれ、片手保持でそのホールドに与えられた小さい方の番号、両手で大きい方の番号になるということだ。

8. In the case of two closely placed holds (either besides or above each other) where the climbers, to get beyond these two holds, must use these two holds with both hands in a sequence that normally would conflict the numbering of holds based upon the distance along the axis of the route (the further = higher number) a “duohold” can be declared.

In the case of a “duohold” the two holds concerned are given, together, two numbers. The first numbers. The first number for the first hand on any hold of the “duohold”, the second number the second hand on any

hold of this “duohold”.

二つのオブジェクトをデュオホールドとして扱う場合の説明。右手であれ左手であれ、いずれか一方のホールドを片手で保持したらそれらのホールドに与えられた小さい方の番号、両手で大きい方の番号になる。

下のRemarkによれば、かならず両方のホールドを両方の手で使用する必要があることが、こうしたデュオホールドの要件とされている。また下表は、その具体的な高度判定の例である。

セッターの考えたシークエンスが、30⇒右手、B⇒左手（ポジティブ）、A⇒右手（アンダークリング）であっても、実際にはBを取りに行く際の中継としてAを使用するようなケースは多い。また人工ホールドはアンダーホールド用に下向きにとりつけてもポジティブに保持できる可能性が高い。さらに選手のリーチによっては、30からAを右手アンダーで保持だけではできてしまう（先のムーブはできないにしても）こともある。このようにシークエンス上は上位にあるホールドを先に保持してしまったケースを、どのように評価するかは頭を悩ませるところだった。ここではそれについて一定の指針を与えているという点で評価できる。

なお注意すべきは表の5と6。つまり下側のホールド（A）を保持し、その保持した手をそのまま上側のホールド（B）に送ってBにタッチしても保持しても、成績はAの保持と同じ扱いになる点だ。

Remark: the most important keywords here are *must* and *conflicts* (with the general rule *more distance = higher number*).

Example: hold A is an undercling and hold B (further away than hold A) is a positive hold. The routesetter presumes that it is best to take first hold B and then hold A (but the other way around is also possible). The table shows how the scoring needs to be applied when a “duohold” is given for holds A and B (31/32).

Climber	Movements	Score
1	30 (Right), A- (Left)	31-
2	30 (R), B- (L)	31-
3	30 (R), A (L)	31
4	30 (R), B (L)	31
5	30 (R), A (L), B (L)	31
6	30 (R), A (L), B- (L)	31
7	30 (R), A (L), Making a useful climbing movement (e.g. moving R hand towards A or moving L hand towards 33)	31+
8	30 (R), B (L), A- (R)	32-
9	30 (R), A (L), B- (R)	32-
10	30 (R), B (L), A (R)	32
11	30 (R), A (L), B (R)	32
12	30 (R), B (L), A (R), making a useful climbing movement (e.g. moving R or L hand towards 33)	32+
13	30 (R), A (L), B (R), making a useful climbing movement (e.g. moving R or L hand towards 33)	32+
14	30 (R), B (L), A (R) + touch C (R or L)	33-
15	30 (R), A (L), B (R) + touch C (R or L)	33-

A duohold can be indicated on the routedrawing by circling the two holds concerned and giving them together two numbers (e.g. 31/32).

こうしたデュオホールドの、ルート図上での表記の仕方は両者を○で囲んで、二つの数字を「31/32」と言う風に記入する。

To further clarify: a duohold can also be declared for two holds that are at the same distance and must both be taken with both hands but not by definition in any specific sequence.

二つのホールドが（ほぼ）同高度にあつて両方を必ず使う必要があるが、どちらを先に保持してもシーケンス上の差が無い場合もデュオホールドとしてあつかうということが述べられている。

だが、このように言う以上、「二つのホールドが同高度にあつて両方を、必ず特定の順序で使う必要がある場合」はどうするのか？という疑問が生じる。先のデュオホールドの例でもRemarkに“The routesetter presumes that it is best to take first hold B and then hold A (but the other way around is also possible).”とあつて、二通り以上のシーケンスが（ベストなシーケンスはひとつにしても）あることが条件になっている。そうすると、一通りのムーブしか通常はありえないケースであれば、先の5の規定、すなわち“Every hold is numbered based upon its distance along the axis of the route”をはずれて、セッターの指定するシーケンスに基づく番号付けが行われても良いのだろうか？

9. “Must” in the previous 2 articles is meant to mean that the routesetter believes that another sequence is not possible for the competitors. If a single competitor demonstrates that he can move beyond this section using a different sequence then the duohold can not be declared.

要するにセッターが必ず両方の手で使用する必要があると判断したデュオホールドについて、選手が片手でしか保持せずに通過したとしても、デュオホールドの指定は取り消さない、ということだ。

10. If during the competition it becomes apparent that (some of) the climbers use a different sequence than expected before the competition then the numbering of the holds might need to be reviewed.

Remark: *this actually means that (only for expected problem sequences), the route judges must be instructed to not only write down the distance attained (e.g. 32-) but must actually also write down what the climber actually did (e.g. hold A with left hand, minus on hold B with right hand). If the routejudges have not noted this and the hold numbering must be reviewed afterwards, the video must be checked.*

競技会の進行の中で、選手がセッターの想定外のムーブをおこなった場合、ホールド番号の見直しをすることがある、ということ。それは前文にあるように、ジュリープレジデントとIFSCジャッジの権限になる。

その判断のために、ルートジャッジは単に数字だけでなく、具体的に選手がどのようなムーブを行ったかがわかるようなメモを残せと、Remarkにはある。このあたりも考え方は従来とそう変わるものではない。

INTERNATIONAL CLIMBING COMPETITIONS RULES 2007

暫定日本語版(2008/01/25版)

監修 北山 真

訳・注 山本 和幸

発行 (社)日本山岳協会 競技委員会